

平成29年第3回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成29年6月9日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	平成29年6月12日 午前9時 平成29年6月12日 午後4時24分			議長 西原 好文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	金 丸 祐 樹	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	瀧 上 正 昭	○	7	吉 岡 隆 幸	○
	3	田 中 宏 之	○	8	土 瀨 茂 勝	○
	4	井 上 敏 文	○	9	池 田 和 幸	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	7 番	吉 岡 隆 幸	8 番	土 瀨 茂 勝	9 番	池 田 和 幸
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	町 民 課 長	相 島 千 代 治	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	坂 井 武 司	○
	教 育 長	熊 崎 知 行	○	産 業 課 長	百 武 一 治	○
	総 務 課 長	田 中 盛 方	○	こ ども 教 育 課 長	平 川 智 敏	○
	建 設 課 長	谷 口 学	○	会 計 室 長	溝 口 進 洋	○
	福 祉 課 長	山 中 晴 巳	○	政 策 課 長	山 下 栄 子	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	三 溝 秀 行				
	書 記	永 尾 史 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成29年6月12日

日程第1 一般質問

一 般 質 問 （平成29年6月定例議会）

氏 名	件 名 （要 旨）
池 田 和 幸	1. 行財政改革とこれからの管理計画について 2. 再質問、防犯活動とカメラについて
湊 上 正 昭	1. 六角川水系における堤防決壊などの防災対策について 2. 熱中症対策の取組みについて
田 中 宏 之	1. 循環バスについて 2. 町道の拡幅について
井 上 敏 文	1. サガン鳥栖との交流宣言でまちおこしを 2. 再度問う「あいさつ運動の推進」について
三 苦 紀美子	1. 子育て支援について 2. 環境教育の取組みを 3. やっぱり危険！高砂団地の駐車場 4. 弱者の声の優先順位は？
土 湊 茂 勝	1. 行政の在り方を問う 2. 玄海原発再稼働についての町長の認識を問う

午前9時 開議

○西原好文議長

会議を開きます前に、皆様に御報告いたします。土湊議員より15時まで欠席届が提出されておりますので、御了承願いたいと思います。

ただいまの出席議員は9名で、議員定数の半数に達しております。よって、平成29年第3回江北町議会定例会会期4日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問となっております。

日程第1 一般質問

○西原好文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、配付しております質問表の順序に従い、発言を許可いたします。

9番池田和幸君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○池田和幸議員

おはようございます。久しぶりの1番バッターということでしっかりと質問をしていきたいと思っておりますので、答弁のほうよろしく願いいたします。

今回、2問の質問を出しております。

まず1問目、行政改革とこれからの管理計画について。

平成17年5月に江北町行政改革推進委員会から、新江北町行政改革推進に係る答申がなされ、11月にこの答申の趣旨を踏まえ、江北町行政改革プラン2004がまとめられました。目的として、時代の変化に的確に対応し、町民と行政が互いに役割を分担し、ともに築く新しい時代にふさわしいまちづくりを展開する。また、実効性の高い行政改革を目指すものとされています。

このプランは、平成17年度から平成26年度までの10カ年間として実施されてきましたが、行政改革の基本的指針として十分に果たされてきたと思います。

そこで、このプラン策定のために具体的な推進方策が掲げられてありますので、抜粋して最初の質問をしたいと思います。1、職員の定員管理の適正化、2、職員の意識改革・人材育成、3、財政運営の健全化、4、情報化及び広域行政の推進、5、行政サービスの向上と民間活力の導入、以上について町長の取り組み、考えをお聞きしたい。

まず最初、これからお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

おはようございます。それでは、池田議員の御質問にお答えをしたいと思います。私のほうからは、行革プランの①と②についてお答えをしたいと思います。

平成22年度までの定員管理の計画を策定しておりまして、平成22年度の実績としては95人

の計画に対し94名の実績となりました。

平成22年度以降は、少子・高齢化やICTの進展などの社会情勢の変化、住民ニーズの多様化など行政需要が多くなる中で特に定めは行いませんでしたけれども、退職者の補充を抑制し、平成17年と平成26年を比較すると、職員数は9名の削減となっております。また、組織の統廃合を進め、管理職は12名から現在は10名であります。

また、民間委託等の推進についても、ネイブルなどの指定管理や幼児教育センターの事務の一部を民間に委託をしており、これらのことから定員管理は適正に行われたと考えております。

続きまして、2番目の職員意識の改革・人材育成につきましてですが、住民ニーズの多様化に対応するために、職員にはさまざまな資質が求められております。このことを踏まえ、町独自や市町村振興協会などの研修を通じて、職員としての意識改革や人材の育成を図ってきたところであります。

行革プラン中のデータはございませんけれども、最近の市町村振興協会の受講状況を見ておりますと、他市町と比較して受講生は多く、研修の内容は日々の業務に役立っていると思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

山下政策課長。

○政策課長（山下栄子）

おはようございます。それでは、3点目の財政運営の健全化と、それから、4点目の情報化及び広域行政の推進についてと5点目の行政サービスの向上と民間活力の導入に対して、先ほどの総務課長のを引き継いでいきたいと思えます。

それでは、財政運営の健全化についてですけれども、この10年間の取り組みの成果ですけれども、町税等の収納率として、これは平成17年から26年度までなんですけど、最新の情報が19年度からだったので、これについては19年度のデータなんですけれども、19年度が97.1%、平成26年度が95.8%で、1.3%の減となっております。

それから、経常収支比率ですけれども、平成17年度が85.6%、平成26年度が88.9%で、3.3%の増になっております。

実質公債費比率につきましては、平成17年度が16.2%、平成26年度が13.8%で、2.4%の減。

財政力指数は、平成17年度0.39、平成26年度0.34で、0.05ポイントの減となっております。

基金残高につきましては、他市町のデータはありませんけれども、平成17年度約95億円、平成26年度約114億4,000万円の20.4%の増となっております。

各種財源の積極的な確保につきましては、町税等の収納率が低下しているため、一層の対策強化が必要であると考えております。

また、行政経費の節減につきましては、努力はしてきたんですけれども、高齢化社会の到来に伴う扶助費の増に追いつくことができず、政策的な事業に予算を充てられなかった結果、経常収支比率は増となっております。

実質公債費比率、この借金が減り、基金残高、貯金がふえたことは、政策的な事業を抑制した成果によるものと考えております。

次に、4番目の情報化及び広域行政の推進についてですけれども、この10年間の取り組みの成果は、グループウェアについてはリニューアルを行い、タイムカード、スケジュール管理のオンライン化を行い、ペーパーレス化に向けて取り組みをしたところです。また、地籍管理システム等の導入により、適正に情報管理を行うことにより、迅速な業務が可能となり、ペーパーレス化も図られております。

町のホームページについては、町の情報を随時発信してきましたけれども、データ掲載にタイムラグがあるなど即時的な対応ができていない部分も出てきた現状であります。

基幹的な情報につきましては、杵藤広域電算センターにより処理し、行政情報のシステム化により、ペーパーレス化に努めることにより、個人情報を含む行政情報の保護が図られております。

共同事務につきましては、財政基盤が大きくなることでの安定的な運営、一元化による事務の効率化、経費の削減が図られております。

続きまして、5番目の行政サービスの向上と民間活力の導入でございますが、この10年間の取り組みの成果として、窓口サービスにつきましては、ワンストップサービスや総合案内の設置を検討したところですが、庁舎の構造上、窓口業務を横一列に並べることができないことや、窓口業務の全てに精通する職員がいないことから実施はしておりませんが、スムーズに原課へ案内する等の職員対応により、住民の不便を最小限に努めていると考えております。

民間活力の導入につきましては、先ほど総務課長から言われましたけれども、給食セン

ターの調理業務委託、江北保育園の保育士業務委託、児童館、放課後児童クラブ等の職員派遣委託等を実施しております。また、指定管理者による管理は、これまで特に問題なく行われているところです。

公の施設の検証については、利用者が少ない施設や老朽化した施設のあり方について修繕予算が必要なときに検討されてきましたが、施設の廃止や用途変更に結びつくものには至っておりません。

以上です。報告です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

ちょっと私の質問の趣旨を少し反映されていないところがありますので、少し町長にもお聞きしたいんですけども、私がこのプラン2004をここに掲げたのは、その前に1回、私がこの質問を前の町長にしました。そのときは26年度の成果あたりを質問したと思います。今回また同じような課長のほうからは成果について答弁がなされたので、ちょっと逆に私ここに上げたのは、今回、前のプラン2004のいろんな方向で打診をされていますので、それに対して山田町長はどういうふうに、このプランの中身じゃなくて、このプランの題目に関してどういうふうに思われているのかというのをちょっと本当は聞きたかったわけですよ。例えば、職員管理とか、それから意識改革、町長になられて約1年少しになりますけれども、その点でこれからどのような取り組み、考えをお聞きしたいということで最後にちょっと載せてはいたんですけども、それについて町長のほうからよろしいでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

おはようございます。池田議員の御質問、通告を拝見いたしまして、江北町行政改革プラン2004について御質問いただいておりますというふうに捉えたものですから、その中で特に今回5つの点を抽出してお尋ねをいただいたということでありましたので、前プランといたしまししょうか、成果についてどのように認識をしておられるのかという御質問かと思ひまして、先ほどそれぞれ担当課長からお答えをさせていただいたところでもあります。

御存じのとおり、さきの行革プランそのものは平成17年に策定をされまして平成26年度ま

での計画であったということでありまして、それから新しい行革プランとしての策定はなされてはおりません。ただ、御質問いただいた、もしくは前回のプランの中に書いてございました職員の定員管理の適正化であるとか、職員の意識改革・人材育成であるとか、財政運営の健全化であるとか、情報化及び広域行政の推進、また、行政サービスの向上と民間活力の導入等については、これは行革プランつくっている、つくっていないにかかわらず、我々、やはり行政体に課せられている、言ってみればそのテーマだというふうに思っております、もちろんこうした観点からも行政運営を行っていきたいというふうに思っておりますし、1年3カ月ではありますが、そうした行政運営を行っているつもりであります。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

私が通告にしっかりとしたことを書いていなかったのも、ちょっとあれだったんですけども、具体的なことに関しては後にまた出てくると思いますので、聞きたいと思います。

再質問で1つお願いしています。

昨年8月の機構見直しにより、政策課が稼働しています。設置の目的として、政策推進の強化を図り、町政の推進という観点で仕事をしていくと言われていています。その点で職員の意識改革の変化は現在あらわれてきているのか、その辺をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

池田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど総務課長のほうから各種研修への参加というようなことを申しましたが、それはあくまでも2次的な取り組みだというふうに思っております。やはり職員の意識改革というのは、リーダーが率先して職員に働きかけたり、語りかけたりしてすることしか私はないというふうに思っております。そういう観点で私もこの1年3カ月取り組んでおりましたし、確実に職員の意識改革は進んでいるというふうに思っております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

さっきの総務課長のほうにちょっと伺いたいんですけども、今、町長も研修のことを言われました。どのような研修を何回ぐらい、全課にされたのか、その辺の内容がわかればお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

池田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

職員の研修につきましては、町全体で行う研修と、あと個々の職員が、先ほど言いました市町村振興協会のほうに行って実際研修を行うという2つがございます。昨年につきましては、全体研修としましては北川先生にお越しをいただいて職員としてのあり方、そういう心構え等の研修をしていただきました。

それと、振興協会につきましては、例えば、新採の研修とか、係長の研修とか、そういう階層別の研修、あと財務事務研修などの機能別研修、あと接遇研修、資料づくりなどの能力開発研修等、そういうふうなメニューが用意をされております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

はい、わかりました。じゃ、進めていきたいと思います。

次に2つ目に、財政運営について伺いたいと思います。

今年度の一般会計当初予算額は47億9,800万円です。28年度が町長の交代による骨格予算であったため、27年度との比較をした場合、大きく増加したのは、歳入の自主財源が30%以上、歳出の総務費が50%以上で、これはふるさと納税を見込んでの予算措置ですが、ほかには民生費の増加は扶助費によるものだと思いますが、土木費が50%以下に減少しているのは公共工事の減少なのか。そうであるならば、歳入への影響はこれから心配になってくると考えますが、いかがですか。

建設関係の事業者が年々減少しています。厳しい状況の中、町としても何らかの指導、助言が必要と思いますが、いかがですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山下政策課長。

○政策課長（山下栄子）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

ここ数年の当初予算における土木費ですが、平成27年度は約14億円、平成28年度は約5億7,000万円、平成29年度は約6億3,000万円となっており、当初予算ベースでいきますと、確かに土木費は減っております。これは、これまでの大型事業である町営住宅建設と町道門前～観音下線工事——これは約9億円なんですけれども——の完了によるものです。

池田議員御指摘のように、町の公共事業は減少したかのように見えますけれども、土木費の主な目で言いますと、住宅建設費は減ったものの、住宅管理費はふえておりますし、道路橋梁費もふえています。また、道路等環境の整備について、危険箇所等がないか、昨年、各区からの要望を出していただき、今年度から新たな公共事業に取り組み、道路維持管理費は3倍に増額しています。さらに、当初予算6億3,000万円に加えて、今回、補正予算で約9,000万円を増額計上しているところです。

公共事業の減少に伴う歳入への影響についてということですが、事業を積極的に実施し、一定の歳出予算を確保しなければ、地方交付税が先細るのではないかと心配されているためだと思いますが、地方交付税は交付税法第3条において「法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に対し、衡平にその超過額を補てんすることを目途として交付しなければならない。」と定められており、歳入への影響がこれから心配になる事態にはならないと考えております。

また、建設関係事業者についてですけれども、建設業を営む者に対する指導、助言については、建設法第41条において、国土交通大臣及び都道府県知事が行うことができると規定されています。

町としては、建設業法や入札契約適正化法などの関係法令等の周知に努めるとともに、町内事業者育成の観点から、建設関係事業の予算措置を適宜行っていきたいと考えております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

的確な答弁でありありがとうございます。地方交付税のことも言われましたけれども、これは

後の過疎債のほうで少し聞きたいと思います。

その中で住宅管理費等はふえているということで、それなりの事業、建設業関係者の方へもそういう仕事があるというような答弁でありましたけれども、そこでお聞きしたいのが、県建設業協会は担い手の確保や経営安定につながるとして、県発注の公共工事について、落札の下限となる最低制限価格を見直すよう要望書を山口県知事に提出しています。県や同協会によると、国は今年度から担い手の賃金確保を目的に最低制限価格の算定式を見直し、予定価格の90%程度の水準に引き上げている。国に準じた算定式を採用している自治体もあり、福岡県等では同様の見直しを行っている。一方、独自の算定式を定めている県では、2009年度から最低制限価格の目安を従来の85%程度からおおむね90%に引き上げられている。ただ、県の算定式では近年の工事費の上昇が反映されにくく、87%前後にとどまることもあると言い、県が見直しを検討されているということで記事がありました。

そこで質問したいんですけど、まず、最低制限価格についての考えをお聞きしたいと思います。

2つ目に、町単独の事業に対しての必要経費は、国、県の補助事業と比べてどうされているのか、伺いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

池田議員の質問にお答えをいたします。

最低制限価格はうちも大きな事業につきましてはおりますけれども、実際うちで最低制限価格で問題になったことはありません。実際そこまで競争は——競争というですか、業者間の戦いといいますかね、お互いにより競争をして低価格で工事等がスムーズにいかないような、健全に工事ができなくなるような入札は今まであっておりません。それで、町も85%程度になると思いますけれども、まだ90%という県が指導というですか、見直しを考えているということですが、そのことについては今後、指名委員会の中等でも協議をしながら検討してまいりたいと思います。するか、せんかということじゃなくて、どのような状況にあるということを確認していきたいと思っているところでございます。

以上です。

○西原好文議長

谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

単独事業と国庫補助関係、県の補助の諸経費の件だと思いますけれども、単独事業の場合は30%、国費、県事業関係につきましては直接工事費において段階がありますので、ここで率をちょっと言えませんので、一応そういうことです。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

県の見直しに関しては、まだ決定されていません。ただ、そういう感じで全国的にやはり公共事業の減少は上がったり下がったりしている段階の中で、やっぱり事業者に対しての仕事の割合は減っているということで全国的にそういう傾向があるみたいです。

ここで、先ほど課長のほうから単独の場合30%、そういう必要経費、諸経費に関して若干のパーセントを上げるような考えをお持ちでないのか、その辺をひとつ聞きたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

今のところ考えていません。今の状況の中で判断をしていきたいと思いますが、今は変えることは考えておりません。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

考えていないということでありましたけれども、私が質問の中に建設業者が年々少なくなっているということに対して、やはりその辺は何か町として独自じゃないですけども、ことも少し考えてもらえないかなという意味で今質問をしたんですけど、その辺、町長どうですかね。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

池田議員の御質問にお答えいたします。

今回いただいておりました通告が、公共工事の減少による歳入への影響、また、建設関係事業者への指導、助言ということで、先ほど冒頭、1問目については読み上げられた通告をいただいておりましたので、それを想定して答弁のほうも準備をいたしておりましたが、先ほど2問目のほうが最低制限価格の取り扱いであるとか、諸経费率ということについて、私どもの推測が及ばなかったのかもしれませんが、今回の御質問の趣旨の中でちょっとそこまで質問を想定するということできておりませんので、ここで申し上げることはできませんが、ただ、先ほど最後の御質問の中で町内の建設事業者が減少傾向であると、そういうことを踏まえた上で、一定の仕事をやっぱり発注すべきじゃないかというような御質問だったと思いますが、違いますかね。（「必要経費を上げてもらえるように」と呼ぶ者あり）

当然、一定の需要があるから供給があるわけでありまして、私ども江北町の歴史を翻ってみますと、鉱害復旧事業、華やかかりしころはさらにたくさんの恐らく建設会社があったんだと思います。ただ、鉱害復旧事業も終わり、淘汰という言葉がいいのかどうかわかりませんが、現在の数が現状であるというふうに思っております。

そういう中で、平成27年に上小田町営住宅の事業が完了いたしました。また、下水道の面整備も一定終了いたしました。平成28年度、昨年度には町道門前～観音下線の第1期工事が終わったわけでありまして。

議員も御存じのとおり、なかなかこういう公共事業というのは始めようと思ってすぐ始められるものではありませんで、いわゆる着想から着工までの間、リードタイムという言い方をすると思いますが、このリードタイムというのが一定やっぱり時間かかるわけでありまして。そういう意味からしますと、こういう大型事業が終わるのを見越すのであれば、恐らく必要な事業というのは、その時点でやっぱり弾込めといいたいまいしょうか、準備をしておくべきだったんじゃないかなというふうには思います。

私は、建設事業者さんが減っているから諸経费率を上げるというようなことではなくて、先ほど申し上げましたように、必要な事業というのを切れ目なく、町としてやっていけるかどうかというところが大事なんじゃないかなというふうに思います。

先ほど御指摘いただいたように、昨年度に比べれば、今年度の建設関係の予算というのは

大幅に減っております。それは先ほど申し上げましたように、大型事業が一定終了したからでありまして、本来ならば、終了するまでの間にやはり次の弾込めというのができていれば、今年度も遜色ないとは言いませんけれども、一定の事業が確保できていたのじゃないかなというふうに思います。

そういうところは、やはり我々行政の役目だというふうに思っておりますので、まとめて申し上げますと、諸経費を上げるというよりは、やはり町としてやるべき事業を切れ目なくやっていくということで対応したいというふうに思っております。そういう観点から、昨年の12月でありましたけれども、区長会において全区長さんに各区における道路の整備改良箇所がないのかどうなのかということをお照会させていただきました。その結果、130カ所の要望箇所をいただいたわけですが、やはりこうしたものもきちんと計画的に進めていくということが必要なんではなかろうかと思っておりますし、惜しむらくはこれが数年前に行われていたんであれば、今年度の当初予算からもそうした事業というのは着手をできていたんじゃないかなというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

わかりました。

次の質問に行きます。次は財政計画について伺います。

平成28年度の中期財政計画では、地方税については、税制改正等を踏まえ、ほぼ横ばいに推移し、地方交付税については、交付税導入がある地方債が償還終了となることから減少傾向になるとの見込みであると示されています。

そこで質問ですが、歳入の30%を占める地方交付税の減少は厳しくなる十分な要素であり、財源不足に対応する基金等の取り崩しも踏まえ、事業を見据えた計画の検討が必要と思いますが、いかがですか。ここで切らせていただきます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私のほうから、まずお答えをいたしたいと思っております。

先ほど御質問いただきましたけれども、地方交付税がこれから減少していくんじゃないかということではありますが、地方交付税というのは、御存じのとおり、先ほど政策課長も申し上げましたように、必要な事業を行う基準財政需要額というものがあります。これと収入額を比較して、不足すれば地方交付税で補填をされるという仕組みになっております。現在のところ、国のほうから、こういう地方財政計画において、今後は地方の財源の不足を補填できなくなるというようなことを言われているわけではありません。恐らく中期財政計画の中で、今後、交付税が減少傾向にあることを着目しておっしゃったと思いますが、それはなぜかといいますと、現在、我々江北町が確実に実施をする予定である財政需要を伴うものがそれだけであるからだということだと思います。ですので、交付税が減るというよりは、例えば、一定の借金払いが終われば、それに充てられる交付税というのは自動的に減るわけですから、これから江北町が行っていく事業に対して、交付税の補填がされにくくなるということではないというふうに思っております。

その上でありますが、近年の交付税の推移については政策課長のほうから答弁させていただきたいと思っております。

○西原好文議長

山下政策課長。

○政策課長（山下栄子）

ただいまのことなんですけれども、まず、地方交付税の減少については、今年1月の議員例会において、先ほど町長が申したように、中期財政計画を説明する中でお示ししたところ です。

平成28年度の地方交付税は16億6,500万円、平成33年度の地方交付税は15億5,100万円ですので、1億1,400万円減少する見込みです。基本的には過疎債が減っていく部分などになります。

減少する理由として、現在、町には基金なんですけれども、10種類、約120億円の基金があります。基金の使い方については、各基金条例に規定されています。財源不足に対応する基金としては財政調整基金、約8億4,000万円、地方債償還に対応する基金は減債基金、約10億2,000万円、ふるさと振興の財源に充てる基金としてはふるさと振興基金、約7億3,000万円、寄附金を財源として寄附者の意向を反映するための事業に充てる基金はふるさと応援基金。

基金の取り崩しについては基金条例の目的に沿って実施していきますので、踏まえて計画を立てるといったものではありません。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

少し補足をしたいと思います。何か先まで答弁をできてしまっているような気がしまして、逆に大事なところをきちんと御説明をしていなかったような気がしたものですから、ここはちょっと丁寧にお答えをしたほうがいだろうというふうに思いまして補足をさせていただきます。

中期財政計画の中におきましては、平成28年度と平成33年度を比較して、江北町に入る地方交付税が1億1,400万円減の見込みであるということであります。ただ、これは減るといえるのは、同じ仕事量に対して減るわけではなくて、その分、我々江北町の財政需要が減るから減るといえることなんですよね。今回、その減少する理由としては、過疎債の償還終了に伴う地方交付税の減少を見込んでおるものですから、1億1,400万円が減ることになっております。当然これからさまざまな事業を計画し、それこそ先ほどの公共事業じゃないですけども、そうした事業を計画すれば、我々江北町の財政需要というのは上がります。その財政需要に比較して収入額が低いということであれば、これは地方交付税で補填をされるということでありますので、補足をさせていただきました。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

それでは、先ほどちょっと基金のことも言われましたので、その辺を少し聞きたいと思えます。

再質問で、安倍首相は5月11日に開かれた政府の経済財政諮問会議で地方自治体の行政改革を加速させるよう関係官僚に指示をしたと。これを受け、今後、地方自治体の貯金に当たる基金の残高が多い自治体には、国による地方交付税交付金の配分額を抑えるなどの検討がなされる見通しだということです。

また、5月31日に開かれた閣僚と自治体代表が意見交換する国と地方の協議の場では、全

国知事会など地方六団体は、自治体の貯金に当たる基金の残高増加を理由に地方交付税削減を探る政府内の議論に、財政に余裕があるかのような議論は不相当とする意見書を公表しました。

そこで、ちょっとこれについて質問したいんですけども、平成27年度の決算では我が町は一般会計、特別会計を合わせた基金残高は約115億円ありますが、自治体の貯金に当たる基金としてみなされる危険性はないのでしょうか。その辺をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

池田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま池田議員から御指摘いただきました件は、私も大変ゆゆしき問題だというふうに思っております。といいますのが、国のほうで、いわゆる内部留保といいましょうか、少しざっくりした言い方をすれば、地方は財政が厳しいと言いながら、基金でお金をため込んでいるんじゃないかと、そういう議論が、今、実は国のほうでされておるところであります。私ども江北町では約120億円ほど基金を持っておりますけれども、類似団体と比較しますと80億円ばかり多いわけです。これはもちろん御存じのとおり、私ども江北町の特殊性といいましょうか、臨鉱ポンプの基金を約80億円持つとるもんですから、ほかの類似団体に比べれば、基金残高というふうにくくってしまえば多いということであります。

私も経済財政諮問会議の資料を拝見いたしましたけれども、その中のランキングでは私ども江北町は全国5位に位置づけをされておりました。それだけ見れば、何か江北町がお金をため込んで、これは基準財政需要額に対する総基金残高という比較をされておりましたけれども、先ほど申し上げましたように、我々の町には臨鉱ポンプの基金があるもんですから、それがほかの基金と同じような捉え方をされて、全国的に何かため込んでいる町みたいに思われるのは非常に私は心外だなというふうに思っております。先日、実は報道機関からも取材を受けましたので、その旨をきっちり申し上げました。そういうふうにより、それぞれ自治体の事情によって、まさにこれは特定財源なわけでありますから、そうした基金を持っていることをもって一般財源である地方交付税を減らすであるとか、そういうのは非常に私は暴論だというふうに思っております。

同じように考える自治体は全国にもあると思いますので、そこは協調しながらきちんと声

を上げていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

わかりました。ぜひその辺は公表的なことがあれば訴えていかれたと思います。

それから、続けていきます。地方債の減少により、公債費も減少傾向になるわけですが、地方債については、過疎債の借り入れがこれまでの事業に大きな存在であったと思います。過疎債は東日本大震災による過疎対策事業進捗のおくれ等を踏まえ、法の期限を平成33年3月末日まで5年間の再延長となっておりますが、過疎債を運用した主な事業計画として、門前～観音下線道路改良工事、私立保育園改築事業補助金が上げられていますが、期限が限られる中、ほかにどのような事業を計画されているのか伺いたい。

先ほどというか、全員協議会で一応説明を受けましたので、この辺はよければ簡単に答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山下政策課長。

○政策課長（山下栄子）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

過疎債を運用する際には過疎計画に事業計画として上がっていることが前提となり、その中でも重要な施策で優先度の高いものから順に実施していくこととなります。御存じのとおり、過疎計画に記載しているからといって全ての事業を実施するというものではなく、いざというときに有利な財源が確保できるように、今後想定される事業を全て掲載しているものです。

なお、当初計画の策定時に想定していなかった事業についても新たに追加、変更することができます。今回議案として提出しております計画の変更も、新たな行政需要に対応するために新たに想定される事業を全て追加しており、財源として過疎債を活用できるようにするためのものです。

過疎法の限られた期限の中で緊急度の高い事業を町により有利な形で実施していくために、事業計画を十分精査しながら決定していきたいと考えております。

1 番には、先ほど町長が申しましたように、道路の整備、危険度の高いところとか、そういうのが多く、まず、今回追加として上げさせてもらっているところです。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

私のほうから補足をいたしたいと思います。

私の認識として、現在の財政関係のやっぱり問題意識というのは、先ほど申し上げました江北町の基金残高に対する誤解ということと、もう一つがやはり過疎法といいたいまいしょうか、の行方だろうというふうに思っております。

御承知のとおり、私ども江北町は平成の大合併ということの中で単独で進むという道を選びました。それが今こうして単独で運営ができていますのは、1 つには先ほどからお話がありまして、私どもの諸先輩方が行政改革、不断の改革に取り組んでいただいたおかげであるというふうに思っておりますが、もう一点は、やはりこの過疎債というものが我々の虎の子の財源としてあったということではないかなというふうに思っております。

そういう意味から、この過疎債の行方というのは現在のところ平成32年度までの法期限ということになっておりますが、これまでもずっと法の延長ということをしてきたもんですから、ぜひ私どもとしては、さらに平成33年度の法の延長ということは関係の自治体と一緒に働きかけをしていきたいというふうに思っております。

ただ、ここがまだ不確定なものですから、この平成32年度までの財源をやはり有効に使う必要があるというふうに思っております。先ほど政策課長が答弁をいたしましたように、私が就任してからということになると思いますが、今後必要な行政需要に対応ができるように、今回、それこそ過疎の計画の見直しもあわせてお願いをさせていただいているところであります。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

過疎債につきましては総括審議のほうでも上がっておりますので、ちょっとその辺でそっこのほうに質問を回したいと思います。

最後の質問ですけれども、ことし4月に江北町公共施設等総合管理計画が出されていますが、計画策定と目的の中に、「公共施設等は通常の維持管理費に加え、将来的な大規模改修や建替え等には多額な費用が必要になることが予想されます。また少子高齢化や急速な人口減少が進行する中で、税収の減少や社会保障費の増加等が見込まれ、今後、公共施設等に充てる財源の確保が大変難しくなると予測される」と明記されています。これは重要なことでもあります。

そこで、施設等に係る財源確保に対して、これからの管理計画に重点目標が必要と思いますが、どのような計画、考えをお持ちか、伺いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山下政策課長。

○政策課長（山下栄子）

財源確保に対する計画、考えなんですけれども、公共施設総合管理計画は今年度4月に策定をしまして、今後40年間の維持管理経費のシミュレーションを行ったところです。

今後は、施設類型ごとに個別計画を策定しますが、人口減少を踏まえて、施設の必要性、規模、維持管理方針、事業費等を精査し、その積み上げを町全体の財源確保の目標や計画に落とし込んでいくという作業が必要になると考えております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

ちょっと時間がありませんので、再質問は控えて次の2問目に行きます。済みません。

○西原好文議長

次、行ってください。池田君。

○池田和幸議員

2問目、再質問、防犯活動とカメラについて。

昨年、6月の一般質問で最初の質問をしました。質問内容の1問目は、ビッキー隊によるパトロール活動についてですが、防犯条例の設置基準の見直し等の質問に、「ビッキー隊は防犯推進協議会の活動と認識しているが、うまく整理できておらず、委嘱状の交付もない状態で、今後改めて検討していく」と答弁されていますが、どのように検討されたのか、伺いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

それでは、御質問にお答えをしたいと思います。

今回、交通安全だけではなくて、防犯、防災についても力を入れていく中で、防犯推進協議会を町として設置していくことになりました。

ビッキー隊につきましては、当初パイロット地区推進協議会ビッキー隊と称されていたものを、平成14年度に江北町防犯推進協議会とし、引き続き今日までパトロール等などの活動を行っていただいているところであります。

今回、条例上の防犯推進協議会を開催する際に、ビッキー隊と条例上の防犯推進協議会を整理させていただきました。

防犯推進協議会という名称につきましては、条例上規定がなされておりますので、今後は条例上活動を行っていただく会について使用をすることとし、ビッキー隊につきましては、今回整理したことをビッキー隊の会議のときに説明をしたいと思います。その上で会において、例えば、江北町防犯活動協力隊「ビッキー隊」などの名称の変更をお願いすることとしております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今、防犯推進協議会が設置されたということですよ。そしたら、まずそのメンバー構成は、もしわかればお願いしたいと思います。

それと2問目に、今、ビッキー隊のメンバーが、私も一応メンバーとして登録をさせていただいておりますけれども、毎月1回、3班に分けてパトロールをしています。その中で、今、担当課というか、行政のほうで担当課とされているみたいですが、総務課と教育委員会が担当課みたいになっています。私も、もう3回ぐらいこれ質問したと思うんですけども、要するにビッキー隊の講習を受けたメンバーさんが、職員はほかの課にもいっぱいいらっしゃいます。ぜひ1年に1回ぐらいは一緒にパトロールをしてもらえませんかという話をしたと思います。結局、前の——前というか、総務課長の答弁は、検討しますというこ

とでずっと来ています。

なぜこういうことを言いますかといいますと、町長がよく言われるとおり、チーム江北と言われていたのもありますし、せっかくビッキー隊の講習を受けられた職員がほかにもいらっしゃるのです、ぜひ我々と一緒にボランティア活動は一緒ですよということをやっぱり町民の皆さんにもわかっていただけないかなど。毎月約30名の方がビッキー隊パトロールをされています。これは夜だけでなく、昼間でもパトロールをするときもあります。そういう意味で、職員はせっかく講習を受けていますので、その職員には年に1回か、2年に1回でもいいですので、同じパトロールができないのかというのを2つ目をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

それでは、質問にお答えをしたいと思います。

防犯推進協議会の委員さんのメンバーにつきましては、小・中学校の教員の方、PTA・育友会、交通指導員、あとビッキー隊の隊員の方が2名、それと、教育委員会のほうから職員が1名というふうな構成になっております。

おっしゃるとおり、ビッキー隊の会員として講習会を受けて1度はパトロールもされている職員もいるということでもあります。そのあたりについては、私のほうから声をかけてはいきたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

私から補足をさせていただきたいと思えます。

ビッキー隊の皆さんにおかれましては、これまで江北町の防犯活動を率先して従事していただいておりますこと、ここに改めてお礼を申し上げる次第でありますし、引き続き、ぜひ御協力をお願いいたしたいというふうに思っているところであります。

私も就任後になりましたけれども、このビッキー隊の位置づけというのが非常にやっぱり不明確であるという問題意識を持っておりましたものですから、以前の議会でもこの位置づけをきちんとしてほしいということを申し上げたところであります。

私ども江北町には江北町防犯条例というのがありまして、この中で江北町の防犯推進協議会を実は町が設置するという事になっております。平成6年に制定されたものでありますが、ただ、制定以降、町としてこの防犯推進協議会というものをきちんとどうも設置をした経緯がなくて、それを後になって平成14年度にビッキー隊が設置をされた後に、このビッキー隊の頭に江北町防犯推進協議会という名前をつけさせていただいて、それにかえていたというのがどうもこれまでの経過だったようであります。

ただ、先ほど申し上げましたように、防犯推進協議会そのものは町が設置をすべきものでありますし、頭にそれをつけたらかといってビッキー隊さんの明確な根拠には私はなり得ないんじゃないかというふうに思います。やはりやりがいを持って、また、責任を持ってやっていただくためにも、きちんと位置づけをする必要があるんじゃないかというふうに思いましたものですから、今回、防犯推進協議会は別に町として設置をした上で、例えば、江北町防犯活動協力隊みたいな要綱を設置してさせていただきたいなというふうに思っております。それに基づいてビッキー隊を位置づけさせていただいて、きちんと、もちろん町の防犯活動の一環を担っていただいているということを確認したいというふうに思っております。そうしませんと、せっかくこれまで従事していただいた方が、何か逆に防犯推進協議会の看板も取れてしまって、何か単純に民間のボランティアの皆さんがやっておられるみたいになるのはまたこれは違うんだろうと思っております、やはり町の防犯活動を率先してやっていただいているという意味からも、要綱をつくって、そこでビッキー隊の位置づけをきちんといたしたいというふうに思っております。

安全・安心の町というのは事故のない町、災害のない町、それと犯罪のない町、その3つがやはりかなってこそだというふうに思っておりますので、防災とあわせて、交通事故対策とあわせて、防犯対策もしっかりやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

ちょっと時間がありませんので、続けていきます。

2つ目の質問は、町内に設置している防犯カメラの管理状況等の質問でしたが、その中で今後の防犯カメラの設置に対しての質問に、「設置に向け、場所も含めて警察と相談しなが

ら考えていく」と答弁されていますが、どのように考えられたのか伺いたい。

次に、続けていきます。5月25日、有明公民館で白石地区防災協会の総会が開催されました。その議事の中に、防犯カメラの設置についての議案があり、予算計上で白石町、大町町、江北町に各1台を設置すると承認されました。

そこで質問ですが、防犯カメラの設置については各町で場所等は決められると思いますが、どのように考えられているのか。また、データの管理はどのようになるのか伺いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

それでは、池田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

1番目の質問ですけれども、白石警察署との話の中では、まずは白石地区防犯協会の防犯カメラの設置事業で取り組むことというふうになりました。

続きまして、2番目の御質問でございます。

白石地区防犯協会が予算措置を行い、平成29年度から取り組んでいる事業でございます。各町1台で、1台当たり15万円を上限として補助されることとなっており、3町では45万円が防犯カメラ設置に対する予算措置となっております。

補助金要綱は防犯協会が定めており、交付決定及び設置場所の決定は防犯協会が行うこととなりますけれども、決定に当たりましては町に対して協議があると思っております。

自治会等がこの補助を活用しカメラを設置する際には、町長の意見を聞くというふうなことを基本方針の中でもうたっておりますので、自治会等からも相談があれば、一緒に考えていきたいというふうに考えております。

それでは、最後の質問になります。データの管理はどのようになるのかということです。

データの管理につきましては、自治会等が管理することとなります。自治会等は防犯カメラの運用等について運用要綱を定めることとなっておりますので、その中にカメラの管理責任者を定めること、データの保管期間、廃棄方法を定めることなど規定がありますので、設置に当たってはデータの管理についても十分責任を果たしてもらうこととなります。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

時間が来ましたので、終わります。ありがとうございました。

○西原好文議長

9番池田君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時10分。

午前10時1分 休憩

午前10時10分 再開

○西原好文議長

再開します。

2番淵上正昭君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○淵上正昭議員

皆さんおはようございます。また、傍聴席の皆様方おはようございます。お疲れさまです。淵上正昭です。

それでは、通告に従いまして、六角川水系における堤防決壊などの防災対策についてと熱中症対策の取り組みについて、御質問をいたします。

それではまず、六角川水系における堤防決壊などの防災対策についてお伺いをいたします。

平成27年9月に発生いたしました関東東北豪雨では、鬼怒川上流の栃木県を中心とする北関東一帯に記録的な豪雨がありました。下流の茨城県常総市において、鬼怒川の堤防が決壊し、甚大な被害をもたらしました。本町には南部に六角川、東部に牛津川が流れており、台風などによる集中豪雨や短時間に強い雨が降るゲリラ豪雨などにより、河川の氾濫や堤防の決壊が懸念をされるところでございます。

こうした災害に備える防災対策について、3点お伺いをいたします。

まず1点目です。

JR長崎本線橋梁の堤防付近の堤防高不足等に対して、本町としてどのような対策をされているか、お伺いをいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

淵上議員の御質問にお答えをしたいと思います。

町としましては、河川管理者である国に対して、何度となくかさ上げの要望を行っているところであります。しかしながら、JR九州との協議や多額の工事費が必要となり、国としては当面の対策として、2トン型土のうを45個、それよりも小さい土のうを142個橋梁付近に配置をされておりました、武雄河川事務所において、気象や水位の状況を判断しながら、河川事務所が契約した業者が積むこととなっております。

町の大雨時の対応としましては、六角川の潮見橋付近の水位が判断基準となっております、その氾濫注意水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき、その場合に団長を通じて消防団員による巡視をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

まず、この当該箇所がどういう状況にあるかということをもっとお話をさせていただきたいと思っております。

ここは重要水防箇所は、その箇所の状況に応じて4つの危険度、要するにAランク、Bランク、要注意、それから重点区間に区別をされております。そして、ここは危険度からいえば、Bランクに該当すると指定をされているという非常に危険度の高いところではございません。Bランクというのはどういうふうなことかといいますと、水防上重要な箇所で、洪水を安全に流せる堤防の高さに余裕がない箇所、または堤防の大きさに余裕がない箇所ということで位置づけをされているところでございます。そして、先ほど言いましたように、本町においては六角川、それから、牛津川、ここの中でいいますと、本町に関係するところでいいますと、この六角橋の、橋梁の堤防付近のところ、ここがBランクになっているということでございます。そういうことを踏まえまして、ちょっと一応パワーポイントのほうで説明をいたします。

(パワーポイントを使用)これが当該場所でございます。まず、これはコンクリートブロックの状況なんですけれども——ちょっと待ってくださいね。これから先がいいかな。これは実は撮影したのが先月なんです、今の時期がこういうふうな状況になっているということで、わざわざこの時期を選んで撮影をしております。これが白石のほうから見ますと、

ちょっとヨシ等でわかりづらかったものですから、江北側のほうから白石の状況を写しています。これは後でまた説明いたしますけれども、大体ほぼ同じ長さ、高さなんですね。だから、これも江北側もこういうふうになっているというふうに理解をしていただければいいと思います。

まず、これはもう全て江北なんですけど、江北のほうにこれはコンクリートブロックを設置されております。これはちょうど上が、天端のほうが2.1メートル、そして、のり面のほうがちょっと長さでいえば4メートル、そして、底辺のほうに3メートル、これが江北町のコンクリートブロックを張りつけた状況です。これは遠目から写したのですが、天端が9.2メートルあります。先ほど言いましたように、コンクリートブロックがこういうふうに設置をされているということです。これはその鉄道橋からすれば、下流のほうになります。

これは堤防高の不足をですね、先ほど総務課長が言いました土のうの配置状況でございます。これは堤防のすぐ横が、何というか、その堤防下というか——のところにこの土のうが置いてあります。この天端と、それから今、最終的に堤防の高さが、計画高でつくられておりますけれども、ここが1.1メートルから約1.2メートルの差があります。先ほど言いましたように、こういうふうに、ここが1.1から1.2メートルの差があるということでございます。

それと、これはこの鉄道橋架のほうから、この堤防が低いところ。これは上流、下流に25メートル。ですから、今私が説明いたしました上流のほうもこういうふうな状況になっております。

土のうの備蓄数でございますけど、これは実は上流のほうに、そうですね、鉄道橋から約100メートルぐらい西のほうにあるんですね。これが、ざっくり言って高さが1メートル、幅が2メートル、長さが14メートルということになります。これを先ほど25メートルの堤防が低いところ、不足しているところが25メートルといいますと、大体この半分、これをちょっと並べたら大体25メートルぐらいになるという状況でございます。ですので、堤防の不足している1メートルぐらいのところと、それから、この長さ25メートルありますけれども、実は28メートルなんですね、28メートル実際はあるんです。ありますけど、ここの分がちょっと河川事務所がはかっているものは、ここから25メートルという判断をされております。ここに3メートルぐらいあるんです、ここから奥行きにですね。しかし、ここは全部石積みになっていまして、バラスみたいになっていまして、実際水位が上がってきますと、これは特別堤防の役目はいたしません。ですので、本当は28メートルあります、上流、下流に

ですね。しかし、一応その河川事務所が出しているものについては上流、下流とも25メートルということでございます。

こういうふうな状況になっています。先ほどの土のうですけれども、これは2トン型が20個、それから、小の土のうが70個、先ほど出しましたここにはこれよりも72個と25個、2トンの土のうが25個と、それから小さい土のうが72個あると、そういうことで先ほど総務課長がトータルで幾らということ言われた。こういうふうなところということで御理解をいただきたいと思います。

それで、先ほどもお話がありましたように、JRさんのほうがちょっとなかなか難しいというふうなことでございますけれども、早期に堤防のかさ上げができない——もう何十年とこのままの状態に来ております。でありますので、ひとつちょっと私が思うには、実は白石のほうも同じ状態であります。白石と江北の違いは何かといいますと、江北の天端は9メートルちょっとあります。白石は、それよりも2メートル、あるいは3メートルぐらいが狭いんですね。ですので、白石のほうは断面不足ということだろうというふうに思います。ですので、あそこはコンクリートブロックが河川側、それから天端、それから堤防の裏ののり地、全部全てコンクリートブロックになっております。

しかし、行って、見ていただければわかりますが、あそこはコンクリートブロックですので、突起になっているんですね、突起になっています。ですので、土のうを積むときに作業をされる方というのは大変だろうと思います。しかし、先ほど見ましたように、江北の場合はちょっとだけしかブロックをされておられませんので、土のうを積むときにはそう支障はないだろうというふうに思っていますが、しかし、漏水とかもろもろがありますので、そこは白石と同様に、平たいコンクリートブロックを全面に張ることと、もう一つは、実は川の警告灯ということで、全国にいろんな大小ありますけれども、川の水位が一定の水位になれば、必然的にスイッチが入って、そして、その町民の方というか、近くの人に回転灯が回ったりとか、サイレンが作動したりとか、そういうことで知らせる、その川の警告灯があります。

そういうことで、当然、六角川の水位が上がっていけば、当然堤防に近寄ることというのは余りしないほうがいいし、また、してもいけないと思いますので、そういうことで、こういったものがどういうふうに設置がされるのかというのは私もちょっとよくわかりませんが、こういうものが全国的にあるということですので、こういうものを提案していったらどうか

などと思いますので、少なくとも、この2つについては何か提案を申し入れをしていったらどうかというふうにと思いますが、そのことについてお考えをお伺いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

お答えいたします。

淵上議員御指摘の六角川橋梁付近の堤防高不足の件につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、これまでも継続的に国のほうにかさ上げの要望を行っているところでありますが、JRの鉄橋なものですから、JRとの関係がありまして、現在のところ、対策は具体的にはなされていないということでもあります。ということで、次善の策といたしまして、緊急時には土のうを積んで対応するということになっておりました。

実は、去る5月22日でありましたけれども、武雄河川事務所の朝日出張所だったと思いますが、先ほど御紹介いただきました土のうが、いざとなったときにちゃんと運べるのかどうなのかというのは、ひもがつん切れたりしとっぎんた運ばれんもんですから、そういうこともありまして、現地のほうで実は検査をしていただきまして、私も現場のほうは立会をいたしました。

実は、今回のこの検査が白石町の要請に基づいて江北町もしていただいたということが一つ我々からでもやはりそういうことは提案せんといかんやったなと反省すべき点ではありますけれども、そのときに私思ったんですけれども、実際、この土のうを積むタイミングであるとか、水位がどうなったら積むのかとか、そのときには誰が積むのかとか、そういうことがきちんと明確になっているんだろうかというふうに思ったわけであります。積んでくれる事業者というのは、あらかじめ委託事業者というのは決められているようではありますが、どういう基準で、例えば、水位がどうなったとか、降雨量がどうなったときに積むということまでは、そこでは明確なお答えはいただけませんでした。

この後、例えば、タイムラインの御質問をいただくとお思いますけれども、私ども江北町の防災を行うに当たって、実は町だけでできることではないと。例えば、この六角川も国が管理をしておられますし、道路についても直轄の区間、または県が管理されているところもあります。ですので、あくまでも町の防災対策を考えるときには、こういう町だけではなくて、国や県の機関が行っていただくのも、どのタイミングでやっぱりやっていただくのかという

ことも我々としてきちんとやっぱり把握する必要があるなというふうに思います。そうせんと、要らん心配をして、雨が降ってきたもんじゃ、これ誰がしてくるつとやろうかと、おいどんがせんばらんとやろうかとか、いつせんばらんとやろうかとか、そういう不要な心配をすると、本当に力を傾けるべきところに集中できないということを思ったものですから、ちょうどその翌日が六角川を初め県内の河川の大規模氾濫の減災対策協議会がありましたので、その旨も河川事務所のほうには申し上げたところであります。きちんとその手順というのを教えてほしいと、その共有をさせていただきたいということも申し入れをしたところであります。

で、やはり先ほど幾つか次善の策のまた次善の策ということで御提案をいただきましたけれども、またこれについては個別にぜひ御教示をいただいて、それを受けてまた国にも提案をしたいなというふうに思っておりますが、私としてはやはり抜本的な対策は、かさ上げそのものをしていただくことだというふうに思っております。

ただ、なかなかやはりJRとの関係で難しいというふうには思いますが、やはり継続的に言っていくということが大事だと思いますし、これはちょっと感覚的で恐縮なんですけど、新幹線が平成34年に暫定開業をするということになります。そうなりますと、実は長崎本線を走っていたものが、恐らく佐世保線のほうに大分シフトもしてくるんじゃないかなと。例えば、特急なんかもですね。もしかすると、そういうのも一つのタイミングなのではないかなというふうに思ったりもいたしております。

ですので、これまで数十年と実現できなかったことであっても、これから何かいろんなそういう状況の変化ということはあるわけでありますから、いずれにしても、継続的な要望、抜本的な対策ということは要望をしつつ、次善の策、またその次善の策ということは国のほうにも提案をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

渚上君。

○渚上正昭議員

まず、国だったりとか、県だったりとか、そういうところの関係機関との情報の共有と、これはもう第一だと思います。その上で、これは平成27年ですかね、国交省が出した、要するに28年度から5カ年、32年度までにハード・ソフト両面から、ハードでいけば堤防のかさ

上げだったりとか、そういった危険度があるところ、不足しているところ。もう一つは、ソフト面でいえば住民目線の中——後だってまたこれはタイムラインのあれで話はしますけれども。

そういうことで、実は六角川、あるいは牛津川も堤防の不足しているところは上流にも幾らでもあります。しかし、そこは計画的にずっと改修がなされております。しかし、今あった大西の橋梁の付近の堤防不足というのは、ここ何十年と変わっていない、されていないということです。そうであるならば、土のうで対応をするということでございますけれども、その土のうがどれだけの効果があるかというのは、ちょっと私もわかりませんが、わかりませんというよりも、大きな大雨とか降れば、非常に土のうだけで本当に大丈夫なのかなということも考えました。そういうことで、先ほど言いました、そういったものを提案していただきたいというふうに思っております。

もう一つは、ちょっと単純に考えれば、全体で50メートルぐらいありますけど、その六角川のほうのところの下の部分にコンクリートブロックで分厚く、びりっとすれば、必ずしも効果があるのかなというふうなことも考えますが、それが今までもできていないということです。ですので、いろんな方法を考えられて今の土のうということになっているとは思いますが、しかし、何とか知恵を出し合って、やっていただきたいなというふうに思っています。そして、先ほど町長が言われましたように、5月26日の地方紙だったですかね、そういった嘉瀬川、六角川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会が開催されたということで、江北町のコメントとして、国とか県とか、今何をやっているかと、それも自治体にちゃんと情報を流してもらって、そして、やるべきじゃないかというふうなコメントがありましたので、まさにそういうことだろうというふうに思います。いろいろ理由はあるかもわかりませんが、本町としての意見というか、お願いをぜひしていただきたいというふうに思います。

それでは、2点目です。

いつも問題になるのは、災害情報の伝達のあり方だったりとか、また、伝達のおくれ、それによる被害の拡大であります。台風や洪水被害は先を見越した対応次第では減災は可能というふうに思います。住民に災害情報を事前に、正確に伝えるという観点からも、タイムラインの重要性は非常に大きなものがあるというふうに考えます。

そこで、タイムライン——事前行動計画——の策定状況についてお伺いをしたいと思います。策定状況はどのようになっているか、お伺いをいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

渚上議員の御質問にお答えをしたいと思います。

タイムラインを、計画を策定するメリットといたしまして、やはり作成する過程で多くの職員がかかわることから、防災に対する職員の意識が高まるというふうなことも聞いております。

タイムラインの作成に当たっては、現在、河川事務所と協議を行い、情報を共有した段階であります。小城市の例を参考に、7月までに河川事務所と作成方針の決定や、被災シナリオなどの検討条件の設定等を定めまして、10月から11月にかけて各課の職員から成る研修会の中でタイムラインを作成したいと思っております。その後、大学の教授などの専門家からの意見を求め、最終的にタイムラインの表を江北町の表を作成したいと思っております。

小城市にあつては、国や県、市町等で構成されます佐賀平野大規模浸水対策検討会を専門家の助言を求める場としておりますので、江北町においても、検討会において専門家の助言を求める場というふうに考えております。そういうことで、成果品としては来年の2月以降になるのかなと思っております。

○西原好文議長

渚上君。

○渚上正昭議員

この2点目と3点目は、ハザードマップ、これについてはそのタイムラインの策定とハザードマップについては、町長のほうから、議会の事務報告の折に所信表明といたしますか、そういうことで策定、あるいは計画をしていますというような回答をいただきました。しかし、ちょっと通告もしておりましたので、あえて聞きますが、実質上がってくるのが来年の2月ということですが、少なくとも、今回の雨季を考えますと、自分たちなりの、例えば、ちょっとわかりやすく言えば、台風でいえば、台風が発生して、どうも3日後ぐらいには佐賀に直撃するかもわからないというような情報が入れば、そしたら、その時点で、例えば、役場でいえば、何か資機材の点検をするとか、あるいは各職員の動くのを周知徹底をするとか、あくまでも、要するにそこに発生してくる前の行動計画ですので、私が言っているのはですね。ですから、そういうものについては、今でも考えられてつくられればいい

な。そして、最終的にいろんなものを考慮した中で2月につくると、これはそれでいいと思いますけど、簡単なものでも今つくられておったほうがいいのかなというふうに思いますが、何かあれば、答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

おっしゃるとおりだと思っております。私は1年3カ月、町政を担当させていただいておりますけれども、例えば、ふるさと納税であるとか、健康ポイントであるとか、給食費の無料化というのは、どちらかという、プラスの行政なものですから、やれば一定の成果が出るということに比して、例えば、先ほど申し上げましたように、事故を減らすとか、災害を減らすとか、やっぱり犯罪を減らすのは非常に難しいなということを思いますし、だからこそ、予断なく、それこそしっかり、慢心せず、やっぱり取り組む必要があるなということを実感しているのがこの1年3カ月でありました。昨年も大雨もありましたし、それこそ鳥インフルエンザもありましたので、やはりその経験から感じますことは、まさに備えあれば憂いなし。やはり事前にどれだけのことを想定できるかということが非常に大事だというふうに思っております。というのが、時々刻々と状況が動く中で、一つ一つを最終的には私が判断をする必要があるわけですが、判断するというのは正直非常に難しいと思っております。ですので、やはりそこは言ってみれば機械的に、例えば、こういうことが予想されるのであれば、何時間前にはこういうことをすべきであるとか、水位がこうなったらこういうことをすべきであるとかいうことを、言ってみれば、まさに予断なく判断する必要があるように、やっぱり事前に準備をしておくということが非常に大事だなというふうに本当に思っております。

そういう中で、先ほど申し上げましたように、大変恥ずかしながら、今回のタイムラインの策定が今年度末ということになっております。言ってみれば、真冬に海水パンツ買うようなもので、非常に何か間抜けな感じもするわけですね。ただ、あくまでも、これは事業としてやる場合には、国と協議をしながら進める必要があるものですから、そうしたスケジュールになってしまいますが、御指摘のとおり、雨は待ってくれません。既に梅雨も入りましたので、ひとまず今回のこの雨季は、快適なタイムラインを我々独自で策定をして、やはりそれに基づいて行動したいというふうにまさに指示を今したところであります。

以上、御報告だけさせていただきたいと思います。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

取り組みについてはわかりました。

本町はタイムラインをつくる。当然、国とか河川事務所、県、そういう人たちがタイムラインを当然策定されていると思いますが、それに基づいて、本町についてもタイムラインを策定していくと。

実は江北町が、先ほど言いましたその情報を共有していくということを、江北町から問題提起として県や国の対応内容について、地元自治体も具体的に把握して連携することが重要だというふうなコメントが載っておりました。まさにそのとおりで、江北町がタイムラインをつくって、どういうふうに動くのか、あるいは先ほど言った3日前から、あるいは1日前、例えば、6時間前とか、そういうふうにはタイムラインをつくれば、これを各地区の、何とかな、地区にもタイムラインをつくる必要があるんだろうというふうに思います。それを江北町がつくったものとすり合わせをして、そして、ああ、江北町としては、この時点ではこういうふうなものをしているということであれば、うちもこういうふうにして動こうというようなことをやっていくためにも、ぜひタイムラインは必要だと。もちろん必要ということで作るということですので、ぜひそれをやっていただきたいと思います。どっちにしても、簡易的なタイムラインを早急につくったほうがいいと思います。

それでは次に、3点目の江北町ハザードマップの見直し計画について、お伺いをしたいと思います。

ハザードマップは、我々町民にとっては、我々が本町、あるいは我々が住んでいる地区の危険箇所だったりとか、どういった危険の種類があるのかというものを事前に知っておく非常に大切なものであります。現在、町民等へ配付をされておりますハザードマップは、平成26年3月に作成をされたものですが、これは策定基準というのが、国土交通省が洪水防御に関する計画の基本となる降雨であるおおむね100年に一度程度に起こる大雨が降ったことによって六角川とか牛津川が氾濫した場合にどうなっているというものなんですね。しかし、平成27年度水防法改正で若干変わりました、六角川水系において想定された規模の降雨による洪水浸水想定区域とか、あるいは家屋倒壊等氾濫想定区域というのが今年の5月30日に実

は発表になっております。そういうことから、当然ハザードマップも見直しをする必要があるだろうというふうに思いますが、この件について御答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

お答えいたします。

渚上議員御指摘のとおり、江北町のハザードマップは平成18年度に第1回目のハザードマップを策定いたしまして、その後、平成25年度に改定をいたして全戸に配布いたしましたところであります。

その後、御指摘のとおり、2つの大きな改正があつておりまして、一つが水防法の改正ということで、昨年も新聞に大きく載りまして、この近辺はほとんどつかるようになっておりました。非常にショッキングな地図が載っておりましたけれども、この水防法の見直しが行われております。

それともう一つ行われておりますのが、土砂災害防止法の見直しがされておりました、改正法に基づいて、新たに土砂災害の危険区域の見直しが現在行われているところであります。

当初、ハザードマップの見直しの必要があるんじゃないかということでありましたが、水防法の改正はされておるけれども、土砂災害防止区域の調査を、実は県のほうが実施をされております。ですので、この県の調査が終わって、まとめてやろうというようなことを考えておりましたけれども、やはりここはわざわざ2つそろわないとやらないということではなくて、特に昨年度の水防法の見直しに伴う洪水想定区域の見直しというのは、非常に町民の皆さんにも影響の多いところでもありましたので、この土砂災害危険区域の県の調査の結果は待たず、今年度にまず水防法の見直しを受けた、改定だけはぜひしたいなというふうに思っております。

といいますのが、県のほうの調査が、これは全県的な調査ということだそうでした、当初は今年度処理をするというような話を聞いておりましたが、また聞くところによると、平成31年度に完了するというふうな話もあつたりしておりました、先ほど申し上げましたように、災害は待てませんし、既に水防法については大きな見直しがあつているわけですから、もし土砂災害危険区域について、さらに数年後になるかわかりませんが、見直しがされれば、そのときにまた改定をすればいいわけであつて、今回、今年度、ひとまず水防法の改正

に伴う、要は想定洪水区域の見直しに伴うハザードマップの見直しは今年度に行いたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

渚上君。

○渚上正昭議員

ぜひそういうふうにやっていただきたいというふうに思います。

それでは、1問目はこれで終わりたいと思います。

○西原好文議長

次行ってください。渚上君。

○渚上正昭議員

それでは次に、熱中症対策の取り組みについてお伺いをいたします。

熱中症は従来、屋内、屋外で高温環境下での労働や運動活動で多く発生をしておりましてけれども、近年は都市部で発生をいたしますヒートアイランド現象や、地球温暖化の影響により、日常生活においても発生が増加をしております。本年も5月21日から高気圧に覆われて、全国的に気温が上昇し、7月から8月並みの暑さとなりまして、21日が埼玉県熊谷市の小学校で運動会中に男女5人、それから、長野県内の2カ所のマラソン大会でも8人、それと、岩手県内のマラソン大会で16人が救急搬送をされております。翌日の22日にも、石川県七尾市の小学校で運動会の練習中に20人が病院に搬送されております。それから、高齢者の方は暑さや喉の乾きを自覚しにくいなどの体の変化に気づきにくい状態であることが多く、年齢別の発生率では高齢者が約5割を超えている状況でございます。

最近では熱中症に関する社会的な関心や認知度もかなり高まってきており、予防対策や応急手当等対処方法に関しても広く知られるようになりましたが、熱中症による発生は毎年増加をしているところでございます。こうした現状を踏まえ、熱中症対策について3点お伺いをいたします。

まず1点目です。幼児教育センター、それから、こどもセンター、小学校、中学校はこれに対してどのような取り組みをされているのか。また、小学校、中学校にミストシャワーを設置してはどうかというふうに考えますが、町としての考えをお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。平川こども教育課長。

○こども教育課長（平川智敏）

それでは、淵上議員の御質問にお答えをしたいと思います。

幼児教育センター、それから、こどもセンター、小学校、中学校ではどのような熱中症対策の取り組みを行っているかという御質問でございます。

まず、熱中症の危険性が高まりますと、佐賀県より熱中症注意報が発令をされます。発令と同時に、各小学校、中学校、それから医療センターのほうにも予防のための注意喚起が通知をされます。通知書に記載されております日本体育協会が作成をしております熱中症予防のための運動指針というのがあります。それともう一つ日本気象学会が作成しております日常生活における熱中症予防指針というのがあります。これらを参考にしながら、校内放送や各担任、部活の顧問等に周知を図っているということで対応を行っております。

具体的には、まず幼児教育センターのほうからですけれども、熱中症対策としましては毎日水筒を持参させ、小まめに水分補給をするように心がけを行っているということでございます。

それとあと、園庭の広場に泥だんごをつくる場所があるわけですが、ここに日よけをつくって暑さ対策を行っているということでございます。

それと、室内では各クラスに温度計を設置いたしまして、気温の上昇に合わせてエアコンを活用する等の対策を行っているということでございます。

続きまして、こどもセンターですけれども、こちらまず水分補給を小まめに行うように指導をしているということでございます。それと、必ず帽子をかぶると。帽子を持っていない子供につきましては、外遊びができないようなルールをつくっているということでございます。あとは外遊びの時間を短目に設定しているということでございます。

それと、小学校の社会体育、少年野球とかあるわけですが、これが中止になった場合には、同時にうるでの屋外活動も中止としているということで、あと温度計で温度管理を行って注意喚起を行っているということでございます。

あと、小学校、中学校でございますが、全学年に帽子を着用するように心がけているということです。中学校におきましては、今年度、全員帽子を購入しているということでございます。あと、水筒を持たせて適宜水分補給をしているということです。中学校のほうでは部活動を行っているわけですが、土曜日、日曜日についてはスポーツドリンクの飲用も

可としているということでございます。

あと、中学校で今年度、気温、湿度から今いる環境の熱中症の危険性を段階で計測する熱中症チェッカーを購入予定であるということでございます。（「ミストシャワー」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。ミストシャワーの設置をしてはどうかという御質問もあわせていただいております。

ミストシャワーの設置につきましては、熱中症等の問題が言われている近年、公共の場でも設置が非常に増加をしており、ヒートアイランド対策としても注目をされているという状況であります。

学校等からも特にミストシャワーの設置についての要望はあっておりませんが、簡易型であればチューブとノズルヘッドに水道水をつなげて、安価で済ませる方法もあるということで、熱中症対策としては学校から要望があれば、効果等確認して、設置について検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○西原好文議長

渚上君。

○渚上正昭議員

ありがとうございました。基本的には暑さ指数が28度を超えますと、嚴重警戒ということになっていると思います。いわゆる激しい運動は禁止ということ。それから、31度を超えますと、原則運動禁止というふうな指数が出ておりますので、体育の時間であったりとか、部活動などについては、その暑さの指数には十分注意をされて、対応対処をお願いしたいというふうに思います。

それから、ミストシャワーについては、実はこれは低額でできるんですね。昔でいう打ち水みたいなもので、水をこう振って、温度が下がると。これをしますと、約3度ぐらい下がるらしいんですね。霧のシャワーですから、これも設備についてもそうかかりません。2千円から3千円ぐらい。そして、水道を使うんですが、水道も1時間で5円ちょっとぐらいなんですね。ですので、学校から要請があればということ今おっしゃいましたけれども、その辺はそちらのほうからでもつける方向でお話をされたらどうかなというふうに思いますけれども、学校が要望すれば、設置をするということですかね。しかし、もうそうじゃなくて、こちらのほうからつけるような方向でいかれたらどうですか、町長どうでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ぜひ教育委員会で研究をしてもらって、教育委員会が設置をしたいということであれば、必要な予算はつけたいと思います。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

課長、そういうことですので、教育委員会のほうでぜひ協議をしていただきたいと思えます。

どちらにしても一番大切なことは、生徒さんへの熱中対策の教育、これが大事だろうというふうに思いますので、それもあわせてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは次に2点目ですが、高齢者へはどのような取り組みをされているのか。また、ひとりでお暮らしの高齢者に携帯型熱中症計を配付されてはどうかということで、このことについてお伺いをいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

それでは、淵上議員の御質問ですけど、高齢者への取り組み、熱中症対策の取り組み、それから、ひとり暮らし高齢者への携帯型熱中症計の配付についてということですけど、まず、高齢者への熱中症への対策ですけど、これについては毎年6月から8月に介護予防教室とか、地区の老人会、それから、ふれあいいいききサロン等で高齢者を対象として熱中症予防と対策方法について福祉課の保健師がそこに行って講話を実施しております。

それからもう一つが、これは食改さんのほうで実施をされているんですけど、独居老人宅に愛のふれあい訪問ということで活動をされております。そのときに熱中症についてのリーフレットをあわせて配付をしていただいているということです。

それから、携帯型熱中症計の配付をしたらということでは言われておりますけど、この携帯型熱中症計については、ちょっと県内の状況を調べたんですけど、今のところ県内でそういった独居老人宅に配付をしているという市町はなくて、全国的にもちょっとない状況であ

りましたので、ちょっと今のところは江北町として取り組んでいくということは、今のところはちょっと考えておりません。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

わかりました。佐賀県の健康福祉部健康増進課が毎年熱中症——疑いを含みますけれども、救急搬送状況をまとめております。28年は659人ということで、昨年27年から比べますと、27年が489人ですので、約35%の増ということになっています。それと、発生状況を見ますと、屋外が390人で約60%、屋内が269人で40%ですね。屋外での発生が多かったということ。屋外については、工作中、農作業中が153人と最も多く、年代別では60歳以上の発生数が84人ということになっています。55.6%です。屋内でも年齢別でいえば60歳以上の発生率が71.7%という多い状況であります。そういうことで、発生場所別では、屋内においては70歳代、80歳代が多く発生をしているというふうな状況でございますので、今言われたいろいろな啓発活動にされているということでございますので、今後もそういうふうに進めていっていただきたいというふうに思います。

それからもう一つは携帯型の熱中症計、これは全国的にもしていない、佐賀県ではしていないということでございますけれども、非常に低額で手に入りますし、町内にひとり暮らしの方が高齢者の方で何人おられるか、ちょっとわかりませんでしたので、ちょっと幾らぐらいということは出せませんが、しかし、これは非常に今、利用する側からすれば、ちょっと勝手がいいというか、そういうことも言われておりますので、ぜひ検討をしていただきたいなというふうに思っています。検討をお願いしておきたいと思います。

最後に、3点目です。一般町民への注意喚起はどのように行っているか、これについて伺いをいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

それでは、御質問の一般町民の方への注意喚起の件ですけど、先ほどこども教育課長のほうからもありましたけど、5月から9月の間に県のホームページで熱中症関連情報というの

が出されております。そこで、県のほうで暑さ指数予報や熱中症の予防、対処法の提供が県のほうからなされております。それで、町としては県内に熱中症についての観測地点が5カ所あります。そこで、一応江北町については白石町が観測点になっているわけですが、暑さ指数が31度を超える予想が出た時点で、これは平成24年度からなんですけど、県から熱中症注意報というのが出されます。これが出されたら、町のほうに通知が来ますので、その時点です、時点というか、それを受けてMCA無線で町内のほうには放送をしております。

それと、これは28年度からなんですけど、フェイスブックのほうにも掲載をするようにしております。

それからあと、ほかとしては町の広報紙とかのほうにも掲載をしていますし、あと保健センターのほうで行う各種教室とか、乳児健診等に来られる方については、そこで熱中症について注意喚起を行っているところであります。今からもそれは続けていきたいというふうに思っております。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

ホームページであったりとか、そういうものについては、全てとは言いませんけれども、御高齢の方はなかなかホームページ見るというのは少ないのかなというふうに思いますので、先ほど言われましたように、いろんな会合とかなんとか、そういうものの機会を捉えて周知徹底をしていただければというふうに思います。

それと、今後、町が主催をされます各種イベントだったりとか、そういうときには熱中症予防の情報サイトあたりを積極的に活用されまして、暑さ指数に応じた開催の判断だったりとか、あるいは参加者への注意喚起と熱中症の発生予防を徹底していただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、これは答弁は要りません。

最後に、5月24日、先月24日に気象庁が3カ月の予報を発表されました。それによりますと、梅雨後半の7月には大雨が降るといようなこととあります。それから、8月は平年より厳しい暑さとなるだろうというふうな予報でございますので、熱中症には例年以上に注意が必要ですよというふうな呼びかけをされております。ですので、今後、六角川水系における堤防決壊などの防災対策、それから、熱中症対策の取り組みについては、十分な備えをお

願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○西原好文議長

2番 淵上君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩します。再開11時15分。

午前11時9分 休憩

午前11時15分 再開

○西原好文議長

再開します。

3番 田中宏之君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○田中宏之議員

3番 田中です。今回は一般質問、2問したいと思いますので、答弁のほうよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして1問目、循環バスについて質問をしたいと思います。

現在の我が町の循環バスは、定期定時路線型で、朝夕の通学を除けば利用者が少なく、何か寂しさとむなしさを感じます。車の運転ができない方、高齢者の方たちなど、まだ多くの潜在的利用者がおられ、多くの住民の皆様の手として利用していただける工夫が必要ではないでしょうか。例えば、1つの案として、朝夕のスクールバス的な機能は保持しつつ、町内を大まかに6大字に分け、月曜日は上小田の住民、火曜日は下小田の住民、そして水曜日は八町地区の住民といったぐあいに大字単位を1日の運行エリアとして公共施設、医療施設、介護施設、商業施設、そして日曜日は全集落の住民を商業施設へ運ぶということで、密度の高いサービスが提供できるのではないのでしょうか。

また、オンデマンド交通を取り入れてはどうでしょうか。朝夕の通学時を除き、基本的には利用者の要求に応じ、決まった路線ではなく希望の場所へ希望の時間に自宅から運行できる、いわゆるドア・ツー・ドアの送迎が可能な交通サービスです。当然ですが、予約があるときだけ運行するシステムですが、このデマンド交通にはさまざまなタイプや取り組み方があるようです。

いずれにしても、車の運転ができない方、高齢者の方たちなど、いわゆる交通弱者と呼ばれる方々が利用できやすい交通の確保のため、町として取り組むべきではないのでしょうか。また、そうすることで高齢者の免許証返納にもつながっていくのではないのでしょうか。その

ことが我が町の交通事故減にもつながっていくと思います。

そこで、我が町の実情に合ったバス運行のあり方について、住民意向調査の実施や検討委員会の設置等を行い、町と住民の連携した交通施設の構築を行うべきと思います。町の見解はどうでしょうか。まず、わかりやすく1点ずつ答弁を受けたいと思います。

まず、3点に区切りまして、まず1点目の1日の運行エリアを大字別にするということは、そういうことはできないのか。まずそっちのほうから答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山下政策課長。

○政策課長（山下栄子）

田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、この1案目のスクールバスの機能は保持しつつ、大字単位を1日の運行エリアとして密度の高いサービスをとということでございますが、現在の白木、花祭、上小田地区の通学利用者等に配慮した上で利用の少ない時間帯だけ曜日を変えて運行するという理解のもとで答弁をさせていただきます。

朝夕に上小田地区を運行し、その他の時間をいろいろな地区で運行させるとなると、運行経路が毎日変わり非常に複雑なものになるため、利用者にとってわかりづらくなるような気がします。買い物を目的とされる高齢者や交通弱者の方のことを考えますと、逆に使い勝手が悪くなってしまわないかと思えますし、週に1回しか走らないバスを各地区に定着させるためには、相当の時間が必要になるということも心配されます。

毎日同じ時間に同じ経路を走るからこそ、利用者にとってわかりやすく使い勝手がよいバスとして安心して利用できるのではないのでしょうか。また、運行経路の大幅な見直しや複雑な路線に変更する場合には、関係機関との調整、地域の関係者の合意を得ることも必要になりますし、時間も要しますので、すぐに対応することは難しいと考えております。

○西原好文議長

田中君。

○田中宏之議員

今、政策課長から答弁をいただきましたけど、ちょっと私は考え方が違いますね。私は、定着すればその地区の人は何曜日はこの辺にバスが回ってくるからその日に買い物をしようとか、この日に用事を済ませようとか、そういった考えも生まれるかと思えますけど。

その前に、再質問まだしますが、その前にちょっと写真を見ていただきたいと思います。実は今回、この質問をするに当たって、私、晴れの日とそれから雨の日に一応バスに乗ってみました。

(パワーポイントを使用) これは朝7時に肥前山口駅北口を出発して花祭、それから白木、岳、それから小田地区を回って小学校の校門前までの路線のバスです。

これはちょうど雨の日のバスですけど、こういうふうに雨の日は立っている子もいるように大変利用者が多うございました。この座席が24シートありまして、座れない子たちはこういうふうにして立っておりました。晴れの日はこのままでは多くなかったけど、座席が詰まるような状態でありました。

これは今度は8時15分に同じく肥前山口駅北口を出発する路線ですけど、これは杵島高校を回って小田地区を回って役場のほうまで帰ってくるような路線です。

これも雨の日を写しておりますけど、前までぎっしり利用する、この人たちは全て杵島高校生で、町外の人だと思いますけど、肥前山口駅まで電車に来て、そしてあと、晴れの日には自転車ですけど、雨の日はこういうふうにバスを利用するという感じですね。こういったふうです。

これが普通走っている状態ですね。乗られていて前に1人か2人、この日は全然乗っておられませんでしたけど、こういった状態でバスが日中回っているものですから、町民の皆様から、このバスは税金で動かしているんだからどうにかならんとかいとか、そういった声をよく聞くわけですね。よくこの質問は今までも出ておりますけど、そういった意味で、地区を分けて運行できるようににはできないか、再度聞きたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山下政策課長。

○政策課長（山下栄子）

田中議員の再質問でございますが、今説明していただきましたように、やはり循環バスの利用はスクール関係が一番で、さっき言われたように、合い中のところは余り利用がないというふうなところがあるというのも現実には私たちも理解をしているところです。

以前から、平成16年からですかね、この循環バスやったですかね、ずっと毎年毎年そういった見直しもしてきておりまして、変えてきている部分もありまして、最初は町内全域だったんですけども、利用者がなくて今の状態になっているんですけども、この状態に

なって地域からの御意見とかなんとかもあっておりませんので、今のところはそういった中で、でもそういった意見等があれば要望等が強くあったりすれば、そこはやはり町としてはそれに対しての対応は必要になってくるかと思うんですけれども、そういった場合にやはり運行経路に対する利用者の理解と法的手続等も必要になってきますので、関係機関との調整が道路運送法施行規則第9条2項に規定されている地域公共交通会議において協議が調っている必要がありますので、そういったところで取り組むようになるかと思うんですけど、今のところは要望等が全くうちのほうに来ておりませんので、町のほうに来ておりませんので、今の運行でいいのかなというふうに理解をして今やっているところです。

○西原好文議長

田中君。

○田中宏之議員

大変、この循環バスの運行については難しいところがあると思います。また、政策課でもことし4月やったですかね、運行路線をまた一部変更してイオンに行くとか、そういったアイデアも出されていると思います。しかし、現状がこういうふうに昼間はこういった状態で走っているのは、やっぱり町民の皆様はいいふうには捉えていないと思いますので、もっといろんな意見を聞いて、いろんな知恵を出して、どうすればもう少し利用者がふえるか、その辺をもう少し検討していただきたいと思います。

今、課長は地区からは要望は出ていないとおっしゃっておりますけど、私には東のほうもバスは回ってこないのかと年寄りの方から幾らか声を聞くこともあります。

そしたら、2番目のオンデマンドについて答弁をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山下政策課長。

○政策課長（山下栄子）

それでは、議員の2番目のオンデマンド交通を取り入れてはどうかということについて答弁をさせていただきます。

デマンド交通を取り入れる際に、まず考えなければならないのは、公共交通機関が全くない地域、またはその手配が困難な地域が町内にあるかどうかということではないでしょうか。幸いにも本町にはタクシー業者が2社営業されておりますし、循環バス、路線バスも運行しているため、公共交通機関を利用することに対してそれほど大きな支障はないと捉えており

ます。また、町内の3つの医療機関におきましても、移動手段をお持ちでない受診者の方に対して送迎が行われておりますし、福祉課では身体障害者の方に対するタクシー券の補助、総務課では運転免許証自主返納支援事業も実施しておりますので、移動手段の確保という意味ではあらかた充実しているのではないかと考えております。

将来的に循環バスの運行が困難な状態になった場合や、多くの地区から移動手段の確保に対する要望が出てきた場合には、デマンド交通も含め検討する必要があると思いますが、本町の現状から見て、今は導入するときではないのではないかとこのように捉えております。

○西原好文議長

田中君。

○田中宏之議員

オンデマンド交通について少し私のほうから説明というか、一通りですね。

オンデマンド交通というのは、ドア・ツー・ドアサービスを実現する乗り合いタクシーのサービスですね。利用する車両は、タクシーのようなセダンタイプから始まり、ワゴン車タイプ等をうまく組み合わせてサービスを行います。利用者は予約をしてから行き、似たような予約があれば一緒に運びます。これを乗り合いといいます。利用者が自宅や職場から好きな場所まで好きな時間に移動できます。システムによる予約を処理し、効率的な運行計画を即座につくり出します。パソコンや携帯電話を使える人はいつでも気軽に予約をすることができます。また、地域のオペレーターを通して電話で予約することもできます。

どうしてオンデマンド交通を導入するかというと、路線バスの収支バランスにおける悪循環が深刻化し、赤字補填でも経営が成り立たず、バス業者が撤退する地域が多くあります。このような交通不便地域には十数年前からコミュニティーバスという形で対処しているところがありますが、このコミュニティーバスの一般的な特徴として、路線バスよりもバス停が細かく設置されているという点が挙げられます。地方自治体が主体となって行う過程で地域住民の声を聞く必要があるために必然的にそうなりつつあります。つまり、どうしてA地区のバス停にはとまって私たちの地区にはとまらないの、私の家の近くにもバス停をつくってほしいという不満を逐一反映した結果です。

その結果、コミュニティーバスは利用者にとってとても不便な乗り物になり、なぜなら、バス停の数がふえればふえるほど1周当たりにかかる時間が長くなります。さらに、自治体の担当者の方は大変苦勞なさってコースを設定したにもかかわらず、私の家にもバス停をと

いった細やかな不公平感は消えないという課題も残ります。

コミュニティーバスによって路線バスの悪循環が解消されている地域はめったに見ず、全国の99.9%がコミュニティーバスの赤字路線となっているのが現状です。

このような背景のもと、利用者の利便性を高めるとともに、同時に運行にかかるコストを低くするためオンデマンド交通が最近注目されているわけでございます。

オンデマンド交通では、いろいろあると思いますけど、私が調べたところでは東京大学大学院が開発したオンデマンド交通システムというのがありまして、このシステムを利用しますと低コストで運行ができ、まず一番のメリットは低コストのサーバー運営です。従来の方式では自治体ごとにサーバーシステムを導入し、そのメンテナンスに多額の費用がかかっていました。一時的に国の補助金を獲得しサーバーを導入することはできますが、数年後、システムの更新料金が支払えない、サーバー保持のためのサービス料金を支払えないといった機能性の問題が生じることがあります。

現在、IT技術が進化し、世の中はクラウドコンピューティングの時代になっております。サーバーをサーバーセンターで構築、管理し、自治体がサーバーを持たずに運行する仕組みで、東京大学が開発したオンデマンド交通開発システムにはこのようなクラウドコンピューターを取り入れております。

こういうふうに関んな方法が今全国で取り入れられておるのが現状でございます。それで、私が再度質問したいのは、先ほど申しました朝夕のスクールバスは、先ほども見ていただいたとおり、やっぱりどうしてもこれは廃止することはできません。これだけ児童・生徒等が利用している限り、これはやっぱり町として残していくべきだと思います。朝夕は残しながら、昼間の空のバスを廃止というか、先ほど地区に回していくというのは考えていないということでございますので、それを取りやめて、タクシー会社と連携したようなオンデマンド交通の取り入れはどうでしょうかということですね。再度答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山下政策課長。

○政策課長（山下栄子）

田中議員の再質問でございます。スクールバスを残したままに、昼間の利用者がいないというところ取りやめて、循環バスを取りやめてタクシーを使ってオンデマンドでということでございます。県内でもいろんなやり方をされているところも今若干あるようでございます。

そのメリットとデメリットがどうなのかというところをうちの町の実態として、そこをまずもってしっかり把握すべきことだなというふうに思います。

また、昼間の利用者が今ほとんどないのをがさっとやめるというふうなところで、それがまたいいのかどうなのか、タクシーだけにするのか。朝はバス、途中はタクシーとなったときに、結局は循環バスも利用しつつタクシーもというところで、使い道が違って両方を利用して町として運用していくということになるかと思うんですけれども、そういったところがどういうふうな利便性につながって、町民の皆さんが本当に快適にできるようになるのかというところは、やはり担当課としてもしっかり検討すべき事項と思います。

○西原好文議長

田中君。

○田中宏之議員

先ほど申しましたように、朝夕のスクールバスのような感覚の循環バスはやっぱり必要だと私も思います。ただ、この循環バスの運営、運行補助金に今町が380万円ですかね、補助を出していると思います。その中で、朝夕だけだったらもう少しこの補助金を減らして、減らした分で今度は昼間のタクシー会社と連携したようなオンデマンド交通の取り入れはできないのか、その辺はどうでしょうか。町長、町長はいろいろアイデアがあると思いますので、その辺はどうですかね。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

田中議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

先ほどから大字ごとに曜日を変えた運行であるとか、デマンド交通等々について御提案をいただいております。

私ごとでありますけれども、7年間ほど武雄市に勤務をいたしておりまして、7年のうち5年間は実は地域交通の担当もしておりました。それこそ全くゼロのところから、コース設定からバス停の設置、それと運行時間、それと運行経路、また最終的には有料化をしましたもんですから、採算まで含めてゼロからまさにかかわって、自分自身もそれこそ地元の区長さんと何度となくお話をしたり、実際ストップウォッチを持ってコースを回ったりしてコースの設定からやりました。

今は「みんなのバス」という名称になっておりますけれども、最終的には当初行っていたコースだとか時間とか曜日からは大分減りまして、必要最小限という形で、現在も有料と、事業化をするのが最終的な目的だったもんですから、した経験を持っております。

ですので、そういう中で、御指摘いただいておりますとおり、江北町の公共交通をどうするかというのは非常に大きな問題だというふうに思っております。議員におかれては、前の議会では買い物弱者対策についても御質問いただいております。その際も申し上げましたが、江北町全体の人口はさほど減っておりませんが、ふえたのは一部の地域であって、ほとんどはやはり過疎化、高齢化が進んでおるところでありまして、全国的な状況と全く同じであるというふうに思っております。

そういう中で、やはり買い物弱者であるとか、こういう、言ってみれば移動弱者といいたいでしょうか、こうした方々に対する対策というのはやはりきちんとしていかんといかんなどというふうに思っておりますし、私も今、就任をして1年3カ月ほどたちましたけれども、ひとまず対応しないといけないことに正直追われているところがありまして、私も就任当時から江北町の地域交通全体を可能な限り早いところ見直しをして、継続的な、持続性のあるシステムを構築する必要があるなどということを思っているところであります。

今回もそうした中で、地域交通、オンデマンドであるとか、循環バスについて御質問いただきました。先ほどの淵上議員もそうであります。田中議員の先ほどの御質問の中でも、質問に当たっては、それこそ実地の調査をされた上で、周到な情報収集もした上で今回御質問をいただいております。それに比して、我々執行部側が本当に真摯にお答えができるほどの準備ができていたのだろうかということも実は反省もいたします。

机上の答弁作成に終始をして、本当に町民を代表する議員の皆さん方からの御質問に答えるだけの知識なり調査なり、もしくは現場の確認なりができていたのだろうかということを反省する次第であります。

その上でありますけれども、幸いこの地域交通については、みずから職務の経験がありましたのでお答えをさせていただきたいと思っておりますが、正直言いますと、一度始めるとこれはやめられませんし、御指摘のとおり、始めてしまうと大体広がる一方であります。実際やってみたところが、本当に使うべき人たちの声を聞くことを忘れてしまって、実際は使わない人たちがこれをつくってしまっているというところに問題があると思っておりますが、結局、こういう議会のやりとりを踏まえて運行したところ、実は余りニーズにそぐわなくて空のバスを

たくさん走らせるだけに終始しているというのが今の全国的な実情じゃなからうかなというふうに思います。

そういう中で、コミュニティーバスだけじゃなくて、最近はデマンド交通ということもありますので、ここはきちんとやはりまず研究をさせていただきたいなというふうに思っております。恐らくこの後の御質問ではそのための検討委員会であるとかアンケートをとるべしという御質問をいただくのかもしれないけれども、もちろんそれをするに当たっても、まずはこちらがきちんとしたやはり周到な調査をしないと、恐らくアンケートはできません、ただとったまま、走らせることもできます、ただ走らせるだけ、予算はかかると。今度はまたこういう議会の答弁だけを踏まえて運行してしまうと、また財源的な負担を負うだけになってしまうんじゃないかなというふうに思います。

さりとて、私もいつか、何か近未来的な話をしてもしようがありませんので、幸い私にもあと2年9カ月任期をいただいておりますので、この間に持続性のある江北町の将来に向かった地域交通のあり方ということを中心に研究をさせていただいて、その上で対策をとらせていただきたいなというふうに思っております。だからといって2年9カ月後にやるということであれば、先ほどの真冬の海水パンツと同じでありますから、当面、直面するさまざまな行政課題もありますし、これももちろんその一つだとは思いますが、そういう中で優先順位をつけさせていただいて、この任期中にきちんと方向性は出させていいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

田中君。

○田中宏之議員

今、町長の答弁でちょっと3問目にも触れられましたけど、3問目も一応聞いておきます。検討委員会の設置等を行う、そういう考えはありますか。答弁お願いします。——ちょっと済みません。この役場の皆さんだけ、スタッフだけではどうしてもいろんな知恵が回らないというか、出てこないと思いますので、一般町民の方も入れたところで検討委員会ですね、それを設置する考えはありますか、その辺をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

繰り返しになりますが、江北町の持続性のある地域交通システムの構築については、ぜひ任期中にめどを立てたいというふうに思っております。そういう中で、住民の皆さんのお声を聞かせていただく場というのは設置をしたいというふうに思っておりますし、先ほど政策課長の答弁の中にもありましたとおり、道路運送法の中では地域公共交通会議というものを開く必要があります。もちろんその中でも住民代表の皆さんのお声も聞くようになっておりますが、ただ、一にも二にも我々やっぱり執行部がきちんとした知識であるとか情報を持った上で聞かないと、私は逆に失礼だろうと思うんですよね。何か検討委員会を開けば何かができるというのは、私は幻想だというふうに思っておりますし、残念ながら、今そうした住民の皆さんのお声を聞かせていただいて、それに応えるだけの我々の中に知の集積というのがありません。大変残念であります。まずはそういうものもきちんと身につけた上で、必要な時期に検討委員会も設置したいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

田中君。

○田中宏之議員

わかりました。よろしく申し上げます。

最後にこの循環バスについて、もう少し写真のほうを見ていただきたいと思えます。

（パワーポイントを使用）ここですね、循環バスの路線になっております日の出の坂のところですけど、こういうふうに毎朝車がとまっているわけよね、路上駐車ですね。こっちのほうにこういうふうな木が生い茂って、これはヒワの木ですけど、生い茂って、ここをぎりぎり今毎朝通っているのが現状なんですよね。運転手さんが言うには、毎朝こういう状態ですよと。

今、少しバスが小さくなったからぎりぎりここは通っておりますけど、こういった配慮というのは行政のほうからこの方たちも近くに駐車場がないということでとめられると思えますけど、こういった点もやっぱり心配りというか、するべきじゃないでしょうか。

あと、今回バスに乗ってみて声を聞いたのが、イオンの乗り入れを今していますね。イオンの乗り入れを今、ことし4月から行っておりますけど、あれが午前中はないそうですね、イオンに行く便がね。午後からしかないというふうに聞いております。それで、開店時間に

合わせたぐらいにイオンにまず回せるような路線は組めなかったのか。というのは、午前中に買い物をして、お昼ごろには昼の便で家に帰りたいというふうな、そういう利用者の方もたくさんいるということを運転手さんのほうから聞いた次第です。

今、簡単に路線は変えられないと思いますけど、こういった声もあるということを入れていると思います。

それともう一つ、私が気づいたのは、肥前山口駅の北口のバス停、時刻表が張ってありますけど、あれ破れておりましたもんね。そういった点はたまには巡回調査というのはおかしいですけど、その辺回って気をつけてほしいと思っておりました。答弁は要りませんので、以上報告までです。

続きまして、そしたら2問に行きますけど、いいですか。

○西原好文議長

はい、次行ってください。田中君。

○田中宏之議員

町道の拡幅について、現在、佐留志地区の宅地開発はどんどん進んでおります。当然それに伴い住宅も建ち並んでおります。特に子育て世代の人たちが多いように見受けられます。当地区においては、児童や生徒の数もふえています。

そこで、私が町道の拡幅をお願いしたい場所は、上分、下分の境界でありますグリーンパーク団地の西側の町道の東分～祖子分線のところの取り付け部分のことで、当然ここは通学路にもなっております。このことについて、以前にも質問した経緯がありますが、そのときの答弁は住宅の裏の水路沿いに通学路を設置するか、町道の拡幅をするのか検討してみたいとの回答でした。あれから3年がたちますが、どうなっているのでしょうか。当時と町長もかわっていることだし、今の執行部の考えは。また、現在その町道の西側は宅地開発が既に行われております。早急に町道の拡幅を行うべきではないでしょうか。このことについては当地区の区長からも要望が出ていると聞いております。町長のお考えをお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

田中議員の御質問にお答えいたします。

今お尋ねいただいておりますのは、町道宿～下分線の一番南側、グリーンパークから東

分～祖子分線に入るところのちょうど水路の橋梁がかかっているところをおっしゃっていると思います。この町道宿～下分線は、平成9年から10年に現道拡幅による改築工事を行っておりまして、先ほどお尋ねいただきました終点のところになりますが、終点の部分の町道東分～祖子分線に接続するちょうど50メートルの区間が未整備ということになっております。御指摘のとおりであります。

先ほどからお話っておりますとおりに、町道下分線沿線で昨年度から宅地開発が始まっております。近年、準都市計画区域内ということで周辺地域には宅地開発や商業施設の進出も進み、交通量も増加をしておりますし、これからも恐らく交通量の増加または通学路として歩行者の増加も見込まれているところであります。実はそうしたこともありまして、先ほど御指摘いただきましたように、昨年12月、区長会からの要望の中にも入っておりますし、私ども執行部としましてもその以前から宅地開発に合わせて改良ができないかということで検討しておりました。

実は今回、それこそ先ほどからお話がございます過疎を利用してできないかということで検討しておりましたけれども、さらに過疎債の要件も非常に厳しくなっておりまして、今回、過疎債の事業要件には該当しないということでございました。ただ、ここはやはりおっしゃるとおりに、ぜひ改良すべき場所だというふうに思っておりまして、平成30年度から国の別の補助金を使いまして、未整備区間の道路拡幅、それと歩道の整備を実施したいというふうに思っております。

ちなみに、事業費が恐らく1億円まではなりませんけれども、用地買収も必要がありますので、8,000万円ほどかかるのではないかなというふうに思っております。ですので、正直申しまして、50メートルに8,000万円を使うのがいがかかということがあったものですから、これまでも恐らく執行部としてもなかなか事業実施には着手できなかったんじゃないかなというふうに思いますが、昨年度に宿～下分線の沿線で宅地開発が進みましたし、そもそもが宿～下分線という一つの路線全体で拡幅の計画をしておったのが最後そこだけをしていないというふうに考えれば、やはり当初の計画というのはそこまでしてしかるべきだというふうに思います。

今回そこだけ残っているものだから、その経費だけが50メートルで8,000万円というふうに見えてしまいましたが、この延長全体で考えれば、当然その経費そのものは、もちろんメーター当たりでも平準化をされるというふうに思っておりますし、一にも二にも近隣の宅

地開発に伴って住民の皆さんの安全・安心を確保する観点から、平成30年度をめどに事業を実施したいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○西原好文議長

田中君。

○田中宏之議員

今、町長から実施したいということで答弁いただきましたので、再質問することはありませんけど、写真を撮っていますので、ちょっと見てもらいたいと思います。

(パワーポイントを使用) 今、先ほど言った箇所ですね、こういうふうに歩道も両方ありますし、これぐらいの道幅で2車線で、片側1車線2車線ですけど、ここが急激にこういうふうに狭くなっているわけですね。ですから、ここの拡幅を今まで議会でも何回も改良を上げていたと思います。今回30年度をめどに実施するというので安心をしたところでございます。

ここが今、ちょうど先ほどの西側、今こういうふうに宅地化されているわけですね。こういったふうにどんどんこの地域は開発しておりますので、先ほどみたいに入り口が小さい道はいかがなもんかということをお客様さん感じているところだと思います。

ここは先ほどの北側になります。先ほどは南側ですが、こっちはバイパスです。こういうふうにここも住宅が建ってしまいました。こういうふうに歩道もここで切れております。ですから、こういったことにならないように早目早目に道路網の計画というのを町がしていくべきじゃないかと思えます。こういうふうになってしまっただけからは、やはりここの拡幅等は、また莫大な、今先ほど8,000万円とおっしゃいましたけど、またここも莫大な予算がかかると思えますので、こういった状況にならないように今後は計画、道路網の整備等には計画を立ててやっていただきたいと思えます。

以上、今回の質問2問出させてもらいましたけど、循環バスについて、もう少しいろんな検討をしてほしいと思えます。

それから、拡幅については、大変予算もかかることと思えますけど、あの辺の地域の発展のためにはぜひしっかりとした整備をやってもらいたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○西原好文議長

3番田中君の一般質問をこれで終わります。

昼食のため、しばらく休憩いたします。再開13時30分。

午前11時56分 休憩

午後1時30分 再開

○西原好文議長

再開します。

休憩に引き続きまして、4番井上敏文君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○井上敏文議員

4番井上敏文でございます。登壇の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

まず、表題です。サガン鳥栖との交流宣言でまちおこしをということで質問させていただきます。

本町はスポーツの町を宣言しております。これは、日常的にスポーツを楽しむ機会やスポーツ観戦により地域の一体感を醸成するなど、町民の生活にスポーツの浸透を図ることで、健康づくりや生きがいがづくりにつながることから制定されたものであると思います。スポーツには夢があり、人を感動させるドラマがあります。また、スポーツは子供たちの心身を育てることに役立ち、地域のコミュニティーの創造にも貢献するものと思います。

このスポーツで町民に夢を与える出来事として、10年ほど前、元西武ライオンズの新谷投手が率いる佐賀スピリッツという野球クラブチームが本町の花山球場を拠点として活動したいという申し入れがありました。進出した当時は、佐賀スピリッツは全国大会にも出場し、このクラブチームからプロ野球選手が誕生するのではないとの期待感もあり、このチームを支援してまちおこしを図っていこうという機運があったのも事実でございます。

このチームにさらなる躍進を期待しておりましたが、その後、チームは低迷し、選手たちは花山球場の管理をしながら今も練習を続けているものの、目立った成績は残していないように思います。

さて、今は野球よりサッカーが人気のスポーツとなっております。子供たちに将来の夢はと聞くと、野球選手というよりも、サッカー選手になりたいという子供たちが多いようです。このサッカー人気にあやかってスポーツの振興を図るというのも一つの手ではないでしょうか。

佐賀県にも九州内で唯一、Ｊリーグで活躍しているサガン鳥栖というプロサッカーチームがあります。また、県もスポーツ課を中心として応援体制をとっており、県内の幾つかの自治体もサガン鳥栖と交流宣言をし、サガン鳥栖とコラボしてまちおこしを図っているようです。具体的には、サガン鳥栖チームによる子供たちのサッカー教室の開催、前売り券の販売の助成、球場敷地内での特産物のPR販売を行っているようです。もしサガン鳥栖と交流宣言を締結するならば、プロチームとの連携を図り、サッカー教室の地元開催、スタジアムでの本町の特産物のPR、現在、駅弁復活で研究されている弁当の販売など、町を売り込むいろんな方法があると思います。江北町全体でサガン鳥栖を応援することによってスポーツの町としての活力が生まれ、地域おこしにもつながるものではないでしょうか。

ここで質問の1点目です。サッカーを通じて本町とサガン鳥栖と相乗効果が生まれる交流宣言の締結について町長の考えをお伺いいたします。

交流宣言とは何かと、交流宣言してどうなるのかというのをパワーポイントでちょっと説明していきたくと思います。

(パワーポイントを使用)表題は、サガン鳥栖との交流宣言でまちおこしをということです。交流宣言締結による相乗効果、こういったのはどういふのがあつのかということてちょっと整理をしてみました。

まず、自治体が協力及び提供できるものとして、町職員によるサガン鳥栖への応援協力、チケットの購入とかあつせん等をやつたらどうかと。本町の職員にもサッカーに非常に熱心な職員もおられますので、こういった協力、応援体制もしていただいたらいかかなと思います。

それと、町民の広報等への協力、ポスターの掲示とか、町広報への掲載、町のホームページへの掲載等であります。

あと、ケーブルテレビでの紹介、鳥栖スタジアム広告媒体等の使用による町のPR、壁面の広告とかオーラビジョンを利用してPRを図つていくという方法もあります。

冠マッチというのがあります。これは通常のリーグ戦と違つて、何とか杯というのが合間、合間に開催されておりますけど、この冠マッチの自治体の支援が交流宣言をしている市町も行われております。

一方、サガン鳥栖が協力、提供できるものとして、監督等の講演会の開催、2点目、サガン鳥栖選手によるサッカー教室の開催、3点目、町の広報等におけるサガン鳥栖のロゴマー

ク、選手写真等の活用、4、イベント会場でのサガン鳥栖グッズの販売、イベント会場というのは、町ではビッキーふれあい祭り等もやられておりますけど、そういったときにサガン鳥栖のグッズの販売をしてやっているというアピールをするということですね。それと、このスタジアム内での物産展の開催、それと、試合日のハーフタイムにおける町のPR等のその場の提供であります。こういった自治体とサガン鳥栖、お互いに協力し合いながらPR、あるいは町においてはまちづくりの一端に寄与するんじゃないかと。サガン鳥栖もPRができるんじゃないかということです。

実際、サガン鳥栖のベストアメニティストジアムに行ってまいりました。このときはヤマザキナビスコ杯というのであったんですが、これは佐賀市が応援していたですね。佐賀市の市長が開始前に挨拶をされていた様子であります。

それと、ここに小さく西村商会とあります。江北町の企業であります。観音下にある企業ですね。西村商会も一つのスポンサーとして頑張っておられるということでもあります。

こういうことで、サッカーを通じて本町とサガン鳥栖との相乗効果が生まれる交流宣言の締結について、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山下政策課長。

○政策課長（山下栄子）

井上議員の御質問にお答えしたいと思います。

サガン鳥栖との相乗効果が生まれる交流宣言ということで、相乗効果ということはどちらも期待以上の成果を上げるということになるかと思うんですけれども、本町は、平成16年9月に設立された佐賀県プロサッカー振興協議会の会員となっております。

この協議会は、Jリーグクラブであるサガン鳥栖と協力して、Jリーグの掲げる「豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達への寄与」という理念の本県における具現化を図り、もって、次代を担う子供たちの夢を育て、地域に根差したスポーツ文化を創造することを目的に、佐賀県知事が会長を務め、県下全市町及び関係団体の計52団体で組織をされております。

本協議会は、目的を達成するために多様な取り組みを実施されております。その中でも相乗効果を生み出せる事業として、毎年サガン鳥栖支援メニューが提案されており、支援メニューの主な内容ですが、応援バスツアー補助事業、県内ご当地グルメ出店料補助事業、1

枚で全ホームゲーム観戦可能なドリームパスポート、サガン鳥栖応援自動販売機の設置、小学生等を対象としたサガン鳥栖サッカー教室等が実施されております。また、支援メニューとは別に、サガン鳥栖を応援する夏休みファミリーデー等にも取り組まれております。

これまで当町としましては、サガン鳥栖のホーム観戦バスツアーや無料招待券には小・中学生のサッカー部や小学生親子等への優先的配慮、依頼があっている広報活動やポロシャツ等の物販等には努めて取り組んではきたものの、相乗効果を生み出せるサガン鳥栖支援メニュー等には積極的に取り組んでいなかったのが現状です。

今回、井上議員提案の相乗効果が生まれる交流宣言の締結ということでありますけれども、まずは協議会の中での活動をしっかりやるのが先決で、唐突に交流宣言というのもどうであろうかというふうに考えますので、協議会の活動をきちんとコミットしていく中で、我が町にメリットをもたらせればというふうに考えております。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

ただいま答弁いただきました。

本町も佐賀県のプロサッカー振興協議会、これは佐賀県庁が中心になって、佐賀県の全市町が加入してこのプロサッカーチームを応援しようというふうな組織であります。この組織に入ってサガン鳥栖を応援しようというのは前からもありました。J2時代は、盛り上げようということで前売り券を取り扱ったりしたこともありました。

今回、私が質問したのは、唐突に行うのではなくと、こう言われましたが、そうではなくて、本町はスポーツの町を宣言しておるわけですね。ほかの町と横一線ではいかがなものかというふうなことで、私、今回質問したわけです。スポーツの町宣言をしているときに、サガン鳥栖がこれだけ活躍しているということであれば、振興協議会の横並びの活動じゃなくて、やはり江北町も名乗りを上げてやるべきではないかと、こう感じたところであります。

県内でこの交流宣言をしているところは、佐賀市とか、鳥栖は当然です。嬉野市、小城市、みやき町あたりも振興協議会の活動からもう一歩踏み込んで、そしてサガン鳥栖と協定を締結しながらまちおこしを図っていこうといったことでされております。本町もスポーツの町を宣言しているのであれば、当然そのことも視野に入れていいんじゃないかなというふうに感じるところであります。

この協定について、後でまた町長の考えをお伺いしたいと思います。先般、私、一般質問の前段にも申し上げました。江北町には佐賀スピリッツという西武ライオンズの元投手、新谷さんが率いるチームがあります。当時、10年ほど前になりますかね、本町の花山球場を拠点としてやりたいというときに、当時は佐賀スピリッツとうまく共存しながらまちおこしを図っていこうと、江北町を売り出そうと、そういった機運があったわけですね。その後、鳴かず飛ばずの成績であります。先日、新谷投手が山田町長を訪れたといったことを聞いております。新谷投手が江北町においてどのように言われたのか、その内容がわかれば教えていただきたいと思っております。町長をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

井上議員の御質問にお答えいたします。

サガン鳥栖との交流宣言については、また後ほど答弁をさせていただくといたしまして、その前に、先般、6月7日でありましたけれども、佐賀スピリッツの新谷さん、それから、新しい代表を務めておられる福田さん——実は私、友人なんですけれども——と、当時、最初に協定の締結をされた、ちょっとお名前は失念しましたけれども、数名でお越しいただきました。といいますのも、私が昨年の3月に就任をいたしましたけれども、新谷さんはふだんはどうも東京のほうにおられるようで、こちらにお帰りになられたもんだから、新しい町長になってから挨拶もしていなかったというようなこともありまして、また今回、佐賀スピリッツの代表が福田さんにかわられたということで、今回、表敬ということでお越しになられたところでもあります。そういうことの中で、江北町と佐賀スピリッツの応援についても、私もお聞きをしておりましたもんですから、当時のお話なんかをさせていただいたということでもあります。

聞くところによりますと、佐賀スピリッツ、硬式野球のチームであるわけですが、花山球場を借りて試合をしようとしておったところが、非常に当時、管理が余りよくなくて草が伸び放題だったと。そういう中で、当時の佐賀スピリッツの窓口の方が、がんしてお金を払って借りているのに、このありさまは何だということで、当時、町のほうに言ってみればクレームを言われたときに、町としてはどうしてもちょっと予算がなくてなかなか管理ができないということを行ったのがきっかけで、そういうことならば、佐賀スピリッツに貸し

てくれれば、きちんと管理もしながら使っていいというようなことがもともとの当時の協定締結の経緯だったというふうにお聞きをいたしております。締結当時はそういうこともありまして、せっかく協定も結んだもんですから、佐賀スピリッツの選手にも来ていただいて、いろんな教室をされたりとか、聞くところによると、有料試合も行われたようなお話を聞いておりました。その後、なかなかですね。

先ほど井上議員は佐賀スピリッツの成績の低迷を理由に上げられましたけれども、私はもしかすると必ずしもそれだけではなくて、やっぱりそうやって協定を締結して、言ってみれば、おつき合いをするということを決めたわけですけれども、最初に決めたほどのお互いの相思相愛というか、気持ちがなかなか続かなかったということなのではないかなと思います。もちろん今でも花山球場のほうは佐賀スピリッツにお使いいただいて、本当にきれいに管理もしていただいております。ただ、今はなかなか協定に基づくものというのがそれだけになってしまっていて、私のほうからは、今回、こうして私も新しく担当させていただきましたし、佐賀スピリッツの代表もおかわりになりましたし、何よりも昨年、スポーツの町宣言40周年ということでもありましたもんですから、これを機会にまた佐賀スピリッツと江北町で何か連携事業といいたしましょうか、そうしたものができればということはお話をさせていただきましたし、それについては新谷さんも快く快諾をいただいたところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

成績ばかりじゃなくて、日ごろの運営をしながら連携を図っていくということですが、やはりプロチーム、プロなのかどうかはわかりませんが、硬式チームが来たときに、やはり強くなってもらいたいというのがあるんですね。強くなれば町が元気になるし、町もいろんな支援体制ができ、江北町も売り込むことができると思いますよ。だから、成績だけではないというのが今現状であるんですけど、私としては、佐賀スピリッツが花山球場を本拠地として練習をしているのであれば、強くなっていただいて、江北町の名を売っていただきたいというのが希望であります。

野球は野球でいいにして、本来のサッカーを通じてまちおこし、まちづくりを図ってはと

いう私の提案であります。本町ではサッカーにおいては熱心かなと思うのは、小学生もサッカーチームがあります。中学生においては、九州大会に出場すると聞いております。そういった子供たちの夢をつなぐ上でも、ただ単に協議会に入っているからそれでいいんじゃないかと、交流宣言でもして、江北町はサッカーに力を入れているんだといったことも青少年の教育にもつながるんじゃないかなと私は思うんですね。そういった交流宣言をしながら、本町の特産物のPRあたりもしてはどうかというのが私の提案です。

先ほども言いましたけど、駅弁復活といった新たな取り組みもされております。もっともっと江北町を町外に売り込むためには、こういった交流宣言をして、そして応援しているよということが町民の活力にもつながるのではないかなと思って質問をしているところですが、その辺の見解を町長はどうお考えなのか、答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

お答えいたします。

実は私、こう見えても、以前は大分サガン鳥栖の試合にも観戦に行っておりました。それこそアウエーにも行きました、一番遠いところはどこやったですかね、愛媛だったですかね。ちょうどJ1昇格直前のときは愛媛にまで応援に行ったりもしておりました。そういうことでいきますと、サッカーそのものについては、自分はプレーはしたことはありませんけれども、観戦の楽しさであるとか、サッカーを通じたいろんな地域活性化ということも、実際、ほかの自治体でも取り組んでおられますので、そうした可能性というのはやっぱりあるんだろうなというふうに思っております。

その上で、あと1点申し上げるとすれば、先ほど西村商会さんの御紹介をいただきました。西村商会さんは、社長様が非常にサッカーについて見識がえられるものですから、毎年実は江北町にもサガン鳥栖の年間パスポートを複数人分寄附をいただいている、それについては町内のサッカー部の子供たちに活用をしてもらっているということで、そうした形でも実は江北町のサッカーの振興には御協力をいただいているというところであります。

その上で、今回、江北町としてということでもありますけれども、先ほど政策課長が答弁いたしましたように、私としては、ここで交流宣言まではどうなのかなと、正直そういうふうに思っております。もちろん江北町もスポーツの町も宣言をしておりますし、そういう意味

でいけば、ほかのまちと横並びではなくてということではありますが、スポーツの振興というのを図っていく必要もあるというふうに思います。

ただ、感覚的なことで恐縮なんですけど、今この状態で江北町がサガン鳥栖に交流宣言を持ちかけるというのも、何かちょっと今まで全く見向きもしていなかったのに、急に何か求婚するような感じがしないでもないなというふうに思っているんです。そういうことから、先ほど政策課長が答弁いたしましたとおり、我が江北町も佐賀県プロサッカー振興協議会というものには入っておるものですから、ここの中でできることをまずやることからかなというふうに思っております。

もちろん江北町がサッカーで有名になるのもいいと思うわけですが、ただ、スポーツの町、スポーツにはいろんな種類があります。バスケットもバレーも、それこそ野球も陸上も、いろんなスポーツの種目が江北町では盛んであるわけでありまして。

先ほど佐賀スピリッツのお話がちょっと出ておりましたけれども、私なりに佐賀スピリッツ、この間、実は新谷さんほか皆さんとお話をさせていただいている中で、野球界そのもののいろんな団体が、例えば硬式と軟式で違ふとか、硬式の中でも幾つか団体があるとか、やはりそういう構成団体が複雑であるとかいうようなことも何か一つなかなか広がらなかった理由なのかなというふうに思ったりもいたしております。当時、佐賀スピリッツがお越しになられたときに、硬式のチームなものですから、どうしても町内で軟式野球をされているような方たちからいうと、私みたいに野球しない人間からすれば硬式も軟式も同じ野球じゃないかというふうに思いがちなんですけど、これがまた実は硬式と軟式ではやっぱりいろんな形で立場といたしまししょうか、ふだん活動されているフィールドがもともと違ったりするものだから、そういうのももしかすると当時あったのじゃないかなというふうに思います。

ほかの自治体も拝見をいたしておりますと、言ってみれば、そういうサッカー好きとか、野球好きとか、やっぱりそういうキーになるような、これは必ずしも職員でなくてもいいと思いますけれども、やはりそういう方がおられて、町内からそういう機運が盛り上がっていくというのをとらまえてやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

もちろん役場の中にもサッカー大好きな職員がおるんですが、私もサッカーではなくて、ほかのことにちょっと興味があったり趣味があります。よく鉄道ファンのことを「テッチャン」と言いますが、同じ鉄道ファンでも鉄道の写真を撮るのが好きな人、鉄道に乗るのが好きな人、鉄道の音が好きな人みたいにいろんな人がおるらしいんですよ。何を言いたいか

という、恐らくサガン鳥栖のファンだから、みんなでこぞって応援に行きましょうみたいなことだけじゃなくて、実はひっそりと一人で行って、静かに試合を観戦するようなのが好きなタイプの間もおられるかもしれません。なので、もしそういう中でサガン鳥栖をまちづくりの一つの起爆剤にということであれば、ぜひ職員に限らず、町内にやはりそういう核になるというんでしょうか、まず火をつけていただくような方がいらっしやればなというふうに思っております。なかなかそうしないと、今の時点で江北町が交流宣言という前に、やはりすべきことというか、できることがあるんじゃないかなというのが私の感覚であります。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

町長の所見はわかりました。

ただ、私がもう一つ言いたいのは、2点目に入ってくるわけですけど、江北町は肥前山口駅とともに発展してきた町と言っても過言ではないと思います。この肥前山口駅の利用とサッカーとコラボしてまちおこしができないかということで、第2点目に入りたいと思います。

サガン鳥栖の試合が鳥栖市のベストアメニティスタジアムで行われるときは、本町の町民のみならず、近隣のまちからも肥前山口駅を利用してサガン鳥栖の試合を観戦するために電車を利用している人が多いようです。肥前山口駅を利用するサガン鳥栖のサポーターが多くなれば臨時便を増便することになると思うし、肥前山口駅の重要性も増してくるのではないのでしょうか。

町長は、JRに対し、肥前山口駅に特急全便停車を要望するとき、現状では肥前山口駅への位置づけが弱いとJRから言われているというふうに聞きました。JRに要望するときは、今まで以上の何らかのアクションが必要ではないかと思います。1つは、サガン鳥栖との交流宣言を締結することにより、「肥前山口駅を利用してサガン鳥栖を応援しよう！」と、こういった役場、肥前山口駅等に横断幕等を掲げて、近隣町にも肥前山口駅の利用を呼びかけ、乗客数をふやしていく取り組みを町が行っていますよとJRに訴えていくのも一つの案ではないのでしょうか。町がプロサッカーチーム・サガン鳥栖を応援することによって、駅の利用者をふやすようなキャンペーンでも張ったらいかがでしょうか。また、肥前山口駅での乗降

客がふえれば、各店舗、飲食店も潤ってくるのではないかと思います。町挙げてサガン鳥栖を応援することにより、スポーツの町宣言にふさわしいスポーツ振興、健康づくり、人づくり、地域振興に貢献できるのではないのでしょうか。

ここで質問の2点目ですが、本町がサガン鳥栖との交流宣言を締結し、駅利用者をふやすための施策をとっていることと、また、町長の公約である1万人町民署名運動とあわせて、JRに対し、肥前山口駅の特急全便停車を要望したらいかがでしょうか。私の質問はここがメインなんです。この要望するためには、こういったアクションを起こしたらどうでしょうかということです。

ちょっともう一つ、パワーポイントをお願いします。

(パワーポイントを使用)横断幕を張ったらいかがでしょうかという中に、これはネイブルですね。ネイブルの右側には「交通事故脱ワーストワン」を掲げてあります。ここは外せないと思います。ただ、こっちはあいているのであれば、「江北町はサガン鳥栖を応援しています」といったのもいいのではないかなと思います。

さらに、駅なんですけど、駅の正面、ここが看板を立てるのに非常にいいロケーションといますか、いい位置であるんですよね。ずっと駅南線を上ってくると、これがずっと見えます。ここに江北町はスポーツの町を宣言しておりますよと、スポーツの町をPRするのもいいのではないかと。さらに、この右側に懸垂幕があります。鍵かけは云々とあります。この標語も大事ですけど、やはりJRに訴えるときは、「肥前山口駅を利用してサガン鳥栖を応援しよう！」ということで、町挙げてこの肥前山口駅を利用していこうという機運でやりますよというのをJRに訴えてはいかがかなという提案であります。

私は、肥前山口駅、新幹線が開通するに向けて特急全便停車、これはどうなるかと非常に危惧しております。特急がとまるかとまらないかは江北町の存亡とまではいきませんが、勢いに大きくかかわってくるものと思います。何とかして肥前山口駅に特急をとめる方策として、こういうのも考えてはいかがでしょうかという提案でございます。町長の所見をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長(山田恭輔)

井上議員の御質問にお答えいたします。

今は非常に便利な世の中になりまして、もう今は現場のほうでついているんじゃないかと思うぐらいすばらしい効果があるなというふうに思ったところであります。

1 問目のほうはスポーツの町ということからサガン鳥栖との交流宣言をという御質問だったと思いますが、さすが井上議員、ここは、今度は肥前山口駅の活用ということから言われると、私もなかなかですね。ここは、今、交流宣言はどうなのかということも言いにくいなというふうに正直思います。

ただ、最初の政策課長の答弁に戻るわけですけど、交流宣言までせんばらんのかということなんですよね。というのが、実は以前は肥前山口駅発着でサガン鳥栖の観戦のための特別列車が運行されておりました。ところが、残念ながら利用者が少ないからということだと思いますけれども、発は佐賀駅だけ着は肥前山口駅ということになったり、現在は発着いずれも佐賀駅になっているというふうに聞いております。

確かにこれから新幹線開通を控えて、やはり肥前山口駅の活用ということが大変大事でありますし、先ほど御紹介いただいた駅弁復活であるとか、こうしたものもその一環というふうに思っております。

ということで、結論的に申し上げますと、交流宣言まではしなくても、やはり肥前山口駅から、今、水曜日と土曜日に試合が行われていると思います。公式戦が土曜日、水曜日が以前のヤマザキナビスコカップ、今名前が変わったようですけどね。J2のときは年間26試合ぐらいあったのが、今20試合ぐらい、6試合ぐらい実は減っているんですよね。年間20回だそうです。それではありますけれども、肥前山口駅に例えば車をとめて、そこからいわゆるパーク・アンド・ライドでサガン鳥栖の観戦をしたらどうですかというようなことは、我々江北町としても町内の皆さんだけでなく、近隣の市町の皆さんにも情報発信はできるんじゃないかなというふうに思いますし、ここは私だけでは何とも申し上げられませんが、例えば、ネイブルなんかです、これはあくまでも例えばですけど、サガン鳥栖が勝ったときには有料駐車場をただにしますとか、例えばです。そうしたことは考えられるのかなというふうに思います。

ただ、ここで私がJRの肥前山口駅活性化のために交流宣言をしますというのは、逆に交流宣言の相手方のサガン鳥栖に対しても、それはちょっと失礼なんじゃないかなというふうに思います。あくまでももう少し大きな意味で交流をしたいということであればいいわけですが、肥前山口駅活性化ということであれば、あえて交流宣言まではせずとも、我々

の情報発信をきちんとすればできるのではないかなというふうに思っておりますので、そうした取り組みをいたしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

何も交流宣言をしなくても、肥前山口駅をアピールするためには情報発信をしていきたいということですが、例えばどんなのがあるかなと思うんですよね。私は一つのきっかけとして、これもいいんじゃないかなと。交流宣言をしないにしても、こういった横断幕を掲げて、肥前山口駅利用を江北町は進めていますよといったのをJRに訴えていくのも一つの手じゃないかと思えます。

前、町長言われた公約にもありました、1万人町民署名運動で特急全便停車を要望していくと。そういう中で、何にもなくて1万人町民の署名だけ持っていても位置づけは弱いと、訴える力が弱いということであるがゆえに、何らかのアクションを起こさなきゃいかんと。その一つが、このサガン鳥栖とコラボすることによって、応援することで肥前山口駅を利用してもらおうというのも一つの手じゃないかなと私は思ったです。ただ町長は、そんならいのことではといった感じも受けました。これ以上のことは言いませんけど、交流宣言をしなくても情報発信の方法があれば、またその政策等について示していただきたいと思えますけど。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

お答えいたします。

先ほど、町の施設でありますので指定管理をしておりますけれども、そうしたネイブルでのサガン鳥栖との協賛キャンペーンであるとか、あとは、例えばサガン鳥栖観戦は肥前山口駅からの列車が便利ですみたいなチラシというのはできるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そうしたことは考えられるというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

肥前山口駅を活用するキャンペーンについて、積極的に取り組んでいただいて、肥前山口駅の重要性を訴えていただき、ぜひとも肥前山口駅特急全便停車が実現できるように、山田町長に頑張っていただきたいと思います。

それでは、2点目に行きます。

○西原好文議長

次、行ってください。井上君。

○井上敏文議員

再度問う「あいさつ運動の推進」について。

人と人の触れ合いは、まず挨拶から始まると言っても過言ではありません。みんなが互いに自主的に挨拶することによって、地域社会が明るくなり、子供たちが健やかに成長していくものと思います。挨拶をする側、受ける側、どちらも気持ちがいいものです。挨拶はお互いのコミュニケーションを図る上で基本であり、健全な地域社会を構築していく上においても大変重要なことではないかと思います。

私は、4年前の6月議会で「めざせ！あいさつ運動日本一の推進を」ということで質問をしました。そのときの町長は、「挨拶は生活の基本であり、人と人とを結び、明るく住みよい愛あふれる町を目指す施策として、私は就任直後から町職員に対しては特に厳しく挨拶の徹底、また定着を図ってきたところであります」という答弁をされております。また、「子育て懇話会の活動を見守りながら、そこで検討されれば協力していきたい」との答弁をされております。

このほか、私の質問の中に挨拶標語甲子園と銘打って全国に発信し、その優秀な作品を表彰してはどうかとの問いに対し、「今後は、役場のロビーや人が集まる場所等にも挨拶運動のポスターや標語も含め、展示をしていきたいと考えております」と答弁されております。

質問の1点目ですが、4年前に質問してから今日まで、どのような取り組みをされてきたのか、答弁願いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

井上議員の御質問にお答えをしたいと思います。

御質問の中にありました江北町青少年育成町民会議は、平成26年6月に、青少年の豊かな創造性と強い意志力を培い、主体的な社会参加活動を通して地域社会との連帯意識を高めるとともに、地域社会に貢献する青少年の健全な育成等を図ることを目的に、公民分館長や子育て懇話会、区長さん、老人会、婦人会等の代表者により設立をされております。

この会の活動目標の一つとして、地域みんなで挨拶を交わし、笑顔の絶えないまちづくりを推進するということが掲げられておりまして、毎月第1水曜日に校門前や通学路において挨拶運動を実施されたり、また、6月と12月については挨拶運動強化月間ということで、毎週水曜日に挨拶運動などを展開されていらっしゃると思います。

役場職員に対する取り組みとしましては、接遇の研修を行ったり、各課の朝礼や全体朝礼時において挨拶を交わしているというふうな状況でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

4年前質問いたしました。そのときとさほど変わっていないような気もいたします。青少年育成町民会議というのが発足されたというのは、子育て懇話会でも協議されている内容は同じかと思えます。私も毎月第1水曜日は地元の通学路に立って挨拶運動を行っております。前、答弁されたのに、ポスターや標語等も展示をしていきながらというふうに答弁されておりますけど、その辺が何かできていないような感じであったものですから、1点目を聞いたところであります。

それでは、2点目ですね。挨拶運動2点目の、3年前の平成26年7月28日に江北町青少年育成町民会議が町公民館大ホールで開催され、基調講演として、みやま市の元校長をされていた都英幸氏を講師に招き、「あいさつで青少年の健全育成を願って」と題し、みやま市の挨拶運動の取り組みなどを紹介されました。みやま市では、今では市民挙げて取り組んでおり、「いつでも、どこでも、だれにでも」をモットーに、「大人が変われば、子供も変わる」の理念のもと、挨拶運動を展開されているとのことでもあります。みやま市の取り組みとしては、まず、市の職員から挨拶運動の模範を示してきたとも言われました。

本町では、昨年の方新聞の読者の声の欄に町内の人から、町民課では職員さんから挨拶をしていただき気持ちが晴れましたとの記事が寄せられていました。しかし、多くの町民の人からは、職員さんはまだまだ挨拶ができていないなどの声を多く聞きます。私も何回も言

いたくはありません。ここは謙虚になって町民の皆さんと挨拶を交わし、明るい職場として職員の皆さんが率先して取り組んでいただきたいと思いますところでもあります。全体的に見て職員さん、されている方もいらっしゃいます。ただ、役場内の町民の声として、そういう声が多いということでもあります。

質問の2点目ですが、職員からの挨拶運動、今後どのような取り組みをされるのかお伺いしますということで、ちょっと私が気づいたところをパワーポイントで説明したいと思います。

(パワーポイントを使用) あいさつ運動推進についてという取り組みですね。これはみやま市が全庁挙げて取り組んでおります。議会も取り組んでいますね。宣言都市として、全国からいろんな人を集めてこうやっているようです。ここにピンクのシャツを着ておられる方が町の講師にも来られた都さんです。これは市の広報であります。こういうふうに、大会を開いて挨拶運動の推進を図られております。この中にいろんな標語がいっぱいあります。こういった標語を募集しながら、こういうのを励みとしながら、市挙げて取り組んでいるとの状況であります。

みやま市の紹介をしましたが、みやま市は職員が先頭になってした結果、このように大きな運動の輪に広がったということでもあります。

この辺、質問の2点目、職員からの挨拶運動を今後どのように取り組まれるかをお尋ねしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

井上議員の御質問にお答えをしたいと思います。

みやま市の取り組みにつきましては、私も少しお話を聞きました。職員の皆様、あいさつバッジか何かを着用されていると。それと、あと始業前に、その年のあいさつチャンピオンの方とか、そういう方の声かけによって挨拶の呼びかけを行っている館内放送をしているとか、そういうふうないろいろな取り組みをされているというのを聞いております。

ただ、私は、自治体はサービス業という一面も持ち合わせておるところから、お客様との対応というのも一つの仕事であるというふうな認識を持ってもらうために、現在、職員研修のカリキュラムとして、接遇の研修や日々の朝礼時での挨拶を交わすことを実施していると

ころでございます。おっしゃるとおり、挨拶に対してもう少し積極的になってもらいたいというふうな職員がいるということも聞いてはおります。

しかしながら、私自身、多くの職員は常々挨拶は行っているというふうには感じております。そういうことから、役場の中で挨拶運動と、そういうふうな銘打って実施をしていくまでもないのかなというふうには思っておりますけれども、管理職などからが率先して挨拶を行い、職員が挨拶に努めていけるように課長会などで話し合いを行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

挨拶は人と人との触れ合いの基本ですね。職員の皆様は取り組まれているとは思いますが、ただ、内部から見る目と外部から見る目とは違います。外部から見る目の声を聞くから、私はあえてこういった質問をしておるところでございます。

以前も言われておるんですけど、町長がかわんさったけん、職場の雰囲気はほんに明るくなったという声はかわるたんび聞きます。これは長年するとまたもとに戻るといふか、そういうのも町民の声としてあるのは事実であります。明るい職場のイメージを出すには、やはり挨拶が第一ではないかと思えます。研修等もされていると言われておりますけど、明るい職場の一つとして、電話の対応にしても、何々課の何々ですと、自分の所属、氏名を名乗るといったのも大事じゃないかなと思えます。そういうふうに行われている方もいると思えますけど、区長会でもそういう話があったかと思えます。私、白石町にも電話をすることが多いんですが、白石町はよく挨拶しますね。そういった電話の受け取り方もされますので、ここであえて言わなくてもいいかなと思えますけど、職員の皆さん、気持ちを一新してまたやっていただきたいと思えます。

同じような質問になるかもわかりませんが、3点目です。

本町の児童・生徒は、あいさつ・履物そろえ運動等で、先生方の指導により子供たちはよく挨拶をいたします。また、町内有志の方で立ち上げ活動されている江北町青少年育成町民会議では、毎月第1日曜の朝、挨拶運動を行われておりますが、町全体には広がっていないように思えます。みやま市のように行政が中心となって挨拶運動を推進することにより、健

全なまちづくりにもつながっていくのではないかと思います。地域社会においても明るい挨拶が飛び交う町になればと願っているところでございます。

質問の3点目、まず役場から挨拶運動を始め、さらに町民全体で挨拶運動に取り組んでみたいかがでしようかという質問ですが、ちょっとパワーポイントで説明をしていきたいと思っております。

(パワーポイントを使用) 挨拶運動は、平成16、17年度あたり、小・中学校で文科省の指定を受けてされていたときに、こういったあいさつ運動日本一推進の町ということ、町と保育園、幼稚園、小・中学校、子育て懇話会で、こういうふうな横断幕を掲げて挨拶運動に取り組まれておりました。現在はありません。古くなったのかどうかわかりませんが、ありません。ただ、この小学校の前の通り、子供たちはよく挨拶をします。私も何回か通ったんですが、町職員の方も第1水曜日、ここに立って挨拶運動をされております。

もう一つ、中学校にもあったんですね。中学校にもこういうのがあったんですが、これも現在はありません。そのかわりに、中学校の校門のところに永久的に残るアルミ製でこういった標語を掲げてありました。幼児教育センターも前あったんですね。今、外されております。学校はよくやってはもらえるんですけど。これは一つ、三日月町の例ですが、ここはあいさつ通りということですね。江北町もこの小学校前の通りをあいさつ通りと変えてはいかがかなと思います。こういうふうにあいさつ通りと看板を掲げながら、子供たちは率先して挨拶する、これを見て大人も挨拶運動をするといったのもいいのではないかなと思っております。

みやま市の例ですが、こういったシールをつくっております。挨拶は、「いつでも、どこでも、だれにでも」と、こういったシールを使って町民の啓発を図っていくのもいいのではないかなと思います。

そういうことで、こういったいろんなアイデアを駆使しながら、今まで取り組んでおりますじゃなくて、今までも取り組まれております。ただ、町民の方の目から見れば、余り変わっていないというふうな声を聞くもんですから、あえて私質問したわけです。一步前進するためには、ああいった横断幕、あるいはシール等もつくりながら、町民の方に挨拶をしましょうと呼びかけるのも一つの手ではないかなと思いますが、町長、その辺のところを。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

井上議員の御質問にお答えいたします。

挨拶一番だと思っています。先ほど議員冒頭に、挨拶というのは、「人と人との触れ合いは、まず挨拶から始まると言っても過言ではありません。みんながお互いに自主的に挨拶することによって、地域社会が明るくなり、子供たちが健やかに成長していくものと思います」とおっしゃいました。そのとおりでありますけれども、少なくとも我々役場職員にとっては挨拶というのは最低条件だと思っていますし、私は職員としての義務だというふうに思っています。

私も一般町民の時代がありまして、そのときに役場にお邪魔したときに、あら、江北役場は挨拶ば皆さんしんさんなという感想を持ったことは正直ありませんでした。ただ、だからこそ、私が町政を担当させていただくようになって、やはり挨拶が飛び交う役場にしたいなというふうに思いまして、月1回実は全職員朝礼をやっているんですけどね、そこで、自分の訓示の中でも事あるごとに挨拶の話はさせていただいております。

ただ、もう一つ言いますと、私もこの間、どこかの役所に行ったんですけど、そんなに変わらんとは思いました。ちらっと見て、見たことは忘れようというような感じがする役場のほうが結構あります。心の中で多分言いわけをしているんですよ。気づかんやったもんなど。気づきませんでしたとは、そんなの誰も書いていないわけですから、やっぱり挨拶していないなというふうに多分皆さん見られると思います。結構あちこちの役所に行きますけれども、実はそんなに挨拶ができている役場ばかりじゃないなと。だからいいと言っているわけじゃなくてですね、というふうに思います。

私は、やっぱり挨拶を広めるためには管理職が、上の者がやっぱりしないとせんと思います。だから、私は自分が一番挨拶をせんばいかんと思っていますし、副町長、教育長、そして課長たちが率先して挨拶をしないと、うちの課長、こんくらいしか挨拶せんと言っけんが、そいとけ何で私がせんばらんとやろうかて、多分そんな気持ちにも職員はなるんじゃないかなと思います。ですので、先ほど総務課長が言いましたけれども、課長会議のときにもいつも言います。課長たちだけですから、何で課長さんたちは挨拶しんさんですかて、恥ずかしかですかて、偉かて思うとるですかて、気まずかですかて、挨拶の仕方知らんですかていうことも言っています。私が言うことは、そういうことをやっぱりずっと言っていかなばいかなというふうに思います。それがOJT、オン・ザ・ジョブ・トレーニング、やはり通

常の仕事の中できちんと挨拶ができるようにしていきたいなというふうに思っております。

もちろん看板を立てたり、ポスターをつくったり、ステッカーをつくったりするのもいいですが、ともすると、それで挨拶運動はやっているけれども、結局、挨拶はやらないということがやっぱり役所というのは起こりがちなんですよ。ですから、まずはきちんとみんなが挨拶ができるようにすると、これは義務だと私は思いますし、挨拶をしないのは恥ずかしいという風土をぜひつくっていききたいなと思います。今は恥ずかしくて挨拶をしていないのかもしれませんが、逆に、挨拶は義務であるし、挨拶をしていないのは、何というんですか、ほかの人が見たら恥ずかしいと、そういう風土にぜひ役場をしていききたいなと思いますし、そうすれば、ああ、役場の職員がこれだけ挨拶してくれるなら我々もというふうに町民の皆さんに広がっていけばなというふうに思っております。これは一歩たりとも自分は譲るつもりがありませんし、ずっと言っていきます。

先ほど4年前の前町長さんの言葉で、厳しく挨拶については励行していくという言葉があったようであります。この4年間の取り組みについては、先ほど総務課長が申し上げたとおりであります。私も同じく厳しく挨拶については役場内の励行をしていききたいというふうに思います。

ただ、そのうちで1点、いろいろ職員ともそういう話をしていく中で、職場ではできるけれども、今度職場外に出て地域に戻ったときに挨拶をどうしたらいいのかなというのは非常に悩んでいるということを言う職員もおりました。というのは、自分は役場職員だから、挨拶をした方がいいんだろうけれども、相手の方が自分が役場職員と知っておられるのかどうか、多分知っていると思うんですけどね、自分はですね。そういうやっぱり地元にいるときに、あれは役場職員やっつけ、いっちょん挨拶せんとか、その職員は別にせんといかんと思っているけれども、やっぱり地域活動の中では、また職場とは違って、挨拶するタイミングとか、距離とか、シチュエーションとか、いろいろあるものですから、実はせんばいかんと思っているけれども、なかなか声が出ないということを吐露する職員もおりましたので、そこは自分たちもいろんな課長会議を含めて、みんなで意見交換をする場がありますから、そういうときにはどういうふうなことをしているというのは、またみんなで話し合っていければなと思いますけれども、少なくとも役場にいる間はきちんと、それこそ上司から挨拶ができるようにしたいというふうに思っております。

この後の議員の御質問にも少し絡むことでありましたから、ちょっとどこで申し上げよう

かなというふうに思っていたんですけれども、7月1日から町民課の前、玄関を入ってすぐのところに案内員を配置したいなというふうに思っています。それは、職員が交代で、よく銀行なんかで腕章をつけていますよね。あれをうちの職員でやりたいなと思っています。もちろん通常業務がありますから、8時半から5時15分ということにはなりませんけれども、大体統計をとりますと、週明け月曜日が多いとか、大体午前中が多いとかいうようなデータもありますので、例えば、午前中の9時から12時まで3時間、毎日1人ずつ、100人ほどおられますから、年に2回ぐらい回ってくると思います。そういうことで、まず待ちじゃなくて、こっちが積極的に働きかけて、おはようございますと声をかけるというようなことを訓練の場にしたいなというふうに思います。恐らくそうすると、挨拶だけではなくて、役場全体の仕事を知らないときちんと案内もできないし、今度はまた身なりも気になってくると思うんですよね。そういうふうに、来庁される町民の皆さんと直接コンタクトをとるような場を設けることで、挨拶のみならず、役場のサービスの向上につなげていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上議員、時間が超過しております。井上君。

○井上敏文議員

はい、最後の締めを言わせてください。

挨拶は人と人の触れ合いの基本、先ほど町長、並々ならぬ決意を申されました。私は、職場からの挨拶も遂行され、また町全体が明るくなっていくのではないかなと思います。まずは役場からと私提案いたしましたけど、江北役場が明るくなったな、変わったなといったことになるように、私も切に願っているところであります。職員の皆さんの奮闘を期待しております。

これで終わります。

○西原好文議長

4番井上君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開14時40分。

午後2時34分 休憩

午後2時40分 再開

○西原好文議長

それでは再開いたします。

6番三苦紀美子君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○三苦紀美子議員

皆さんお疲れさまです。6番三苦です。通告に従い、質問させていただきます。

まず1点目、子育て支援についてでございます。

小規模保育所「なのはな」の開園で、保護者の方初め、地域の方にも大変喜ばれ、待機児の解消にいち早く対応していただきましたこと、子育て支援のまちとして、他町の方からも多くの人から評価の声が届いております。大変うれしいことでございます。少子社会に必ずや寄与するであろうと期待しているところです。

ところで、十分とは言えないながらも、中庭での遊具の整備はできていると思いますが、外庭に遊具の設置を考えていただけないものか。狭くても夢のある遊び場として、できる範囲での遊具の設置を望んでいますが、町としての考えをお聞かせください。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。平川こども教育課長。

○こども教育課長（平川智敏）

それでは、三苦議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

ことし4月に開所いたしました小規模保育所「なのはな」につきましては、ゼロ歳児から2歳児を対象といたしてございまして、定員が19名の保育施設ということになっております。6月現在、入所園児の数なんです、1歳児が6人、それから2歳児が5人ということで、合計11人、今、施設に通っているところでございます。

遊具といたしましては、昨年の12月の補正予算によりまして、小規模保育所の開所準備として、ゼロ歳児から2歳児向けの遊具。遊具を列挙いたしますと、屋内用滑り台1台、シーソーが2台、それから乗用遊具2台、ブロック・積み木一式、それからボール遊具一式等を購入いたしまして、整備をしております。それから、中庭の人工芝の張りかえも行ったところでございます。あと手づくりで日よけ用のテントを張って、砂場を設置いたしております。

4月に開所いたしましてから、開所前に準備した遊具で遊ばせたり、老人福祉センター敷地内で散歩をしたり、あるいは砂場を利用したりしながら保育を行っている現状であります。

園児たちは、対象がゼロ歳児から2歳児というふうなことで、現状の遊具で十分楽

しく活動ができていないかというふうに思っております。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

ただいまは中身のことについての御説明をいただきましたが、私の質問は、中身の人数じゃなくて、外庭の遊具はどうでしょうかということの一般質問は、課長おわかりいただけなかったのでしょうか。ということは、外にはもう必要ないという答弁と受けとめてよろしいのでしょうか、再度問います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。平川こども教育課長。

○こども教育課長（平川智敏）

三苦議員の再質問にお答えをさせていただきます。

対象児がゼロ歳から2歳児が使う遊具ということになりますので、屋外につきましては、屋内用のやつを外に持って行って、シートを敷いて使えば十分に利用できるんじゃないかというふうに考えてはおります。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

小規模だから家庭的保育ということで、皆さんから認められ、期待されているわけなんですけど、今、外をごらんいただくと、少しシーソーみたいなのが2台あって、小学生か幼稚園高学年がするような遊びのが1つあるんですね。だから、あそこのところをせっかくつくられたんだから、ここで保育をやっていますよというのが誰が見てもできるような、そして外のほうにも笑い声が聞こえるような、そういう環境をつくってほしいと思っておりますが、課長に言っては2回とも同じ答弁でございましたので、新しい町長に対して期待しますが、町長、答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

新しいと言われましたので、てっきり教育長がお答えになるのかと思っておりましたけれ

ども、私のほうでお答えをということでありました。

もともとここは小規模ということで、小規模保育所が認められる経緯というのは、御存じのとおり、今、我が国で非常に待機児童が発生をいたしまして、やはりその受け皿をつくっていかんといかんということの中で、従来の保育所ということになれば、当然、規模も大きくなりますし、必要な設置基準というのがありまして、いろんな設備も大きくなるということもありまして、そうした中で、定員の19名までであればと、しかも未満児であればということで、一定そういう面積だとか設備等の要件を定められて、小規模保育所という形があるというふうに私としては認識をいたしております。

その上で申し上げますと、先ほど子ども教育課長が申しあげましたけれども、今回、どちらかというと未満児さん、ゼロ歳児から2歳児までの子供たちが入園をしているということなものですから、中庭のほうで、目の届くところで遊ぶ分については整備をいたしました。さらに今回、外にということではありますが、そこは現在既に運営を始めておりますので、園長にも話を聞いてみて、また対応させてもらいたいというふうに思っております。

教育長ももしかすると、考えが別にあるかもしれませんので。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

今回、4問も出しているものですから、議運の委員長から時間を配分して、しっかりと調整するようと言われておりますので、あと少々ございますので、後ほど教育長の考えもお聞きしたいと思います。

先ほどから家庭的なものと言っております、2歳児でもかわいい滑り台とか、ちょっと外にかわいい花の下で、木の下でというふうな雰囲気も中庭と違ってまたいい体験になるのではないかと考えています。ただ、あそこが駐車場とくっついているものですから、加工場の車が入ったりして、少し危険を感じるかなという不安はしておりますが、小さい柵、かわいい柵をつくっていただくと安心して遊べるかなという気がしております。家庭的雰囲気の「なのはな」だからこそ、かわいい家庭に置けるような滑り台、それからちょっとした乗馬みたいなのを明るく、子供たちが車おりのときに来てよかったなど。中庭は中に入ってみないとわかりません。そういう意味で、ぜひ外見的な環境整備をお願いしたいんですが。そ

れでは教育長、お考えをお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

こんにちは。初めて答弁をさせていただきます。熊崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

課長が申ししていましたように、「なのはな」はあくまでもゼロ歳から2歳ということで、そういう園児を対象とした保育施設ということで、遊具についても、やはり年齢、体力に見合ったものというのが当然適当だろうというふうに思っております。そういうものを開設に合わせて準備をした。活動するところは、おおむね部屋の中か、もしくは中庭、これがほとんどだろうというふうに思っております。聞いたところによりますと、やっぱり気分転換に外に出すこともありますよということで、そのときは散歩程度をやっているということでしたので、今ある遊具で十分じゃないかなというふうに思っております。

それと、あと今、買っている遊具は、移動できるようなものなので、もし天気がよくて、子供を外に出して、今だったら大丈夫かなとかいうときに、シートか何か張って、移動させてそこで、今言われたような滑り台もありますし、シーソーもありますので、そういうのを使ってはどうかというように考えているところでございます。

町長も申しましたように、園長とそういう話があれば、また園児たちが楽しく安全に活動できるようなものであれば、今後また検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

お考え、十分にわかりました。でも本当に先ほど言いましたように、駐車場とその境、同じシートを敷いて滑り台を運ぶにしても何にしても、加工場の車とかのいろいろな話し合いはぜひお願いしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

そして、そのうち1つでもいいですので、子供たちに夢のある、外庭での遊具を設置していただくことを大いに期待して、次の質問に移らせていただきたいと思います。

○西原好文議長

はい、次行ってください。三苦君。

○三苦紀美子議員

では、2問目、環境教育の取り組みをということです。

今、小学校では一人一人アサガオ等の花を育て、朝の水やりをそれぞれが実行しております。これも環境教育の一環であると思っております。

環境を守る会のメンバーと最初の取り組みは川をきれいにしよう、また有機栽培で健康づくりを目的に活動を始めました。子供たちを交えて泥だんごづくりやお菓子づくりを実践し、泥だんご投入により、この役場裏の川がきれいになった実績もございます。全ての川が私たちのボランティア活動数回できれいになるはずはないのですが、続けることにより成果は確かに出てまいると信じております。子供たちから見た江北の川は汚いと言われ、まず環境課より減額により多くの活動ができなかった理由もございますが、回数を減らさざるを得なかったことも加え、我々は何のために活動しているのだろうと少しショックを受けたのも事実でございます。年間を通して数回でも学校で泥だんごづくりによる環境教育はできないのか。川をきれいにするために、町としての積極的な取り組みについてのお考えを伺いたいと思います。御答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。平川こども教育課長。

○こども教育課長（平川智敏）

それでは、三苦議員の御質問にお答えをしたいと思います。

泥だんごづくりによる環境教育はできないかという御質問でございますが、小学校、中学校では、授業の一環として、カリキュラムの中で、一応環境教育を実施いたしております。

小学校におきましては、4年生の社会あるいは総合学習の時間で、「美しい町、江北～環境への取り組みを通して」ということで、ごみの減量化、あるいは家庭でのリサイクルなどを学ぶ取り組みを計画いたしております。みずから課題を見つけて、探求して、表現して深めるという過程で、問題解決する資質、能力を育てることを目標に、自然体験活動や奉仕活動を通して豊かな環境とその恵みを大切に思う心、あるいは命の大切さを学んでおるところでございます。

中学校におきましても、学習指導要領に基づいて社会科や理科、家庭科など、関連の深い教科を中心に、環境教育に関する内容の項目を取り入れながら授業を行っているということ

でございます。例えば、理科では、人間は水力、火力、原子力などからエネルギーを得ていること。そのエネルギーの有効利用の大切さについて学習するなど、環境教育は各教科を通じて随所で学習することになっております。

また、中学1年生では、総合的な学習の時間を利用して、江北町のエネルギー問題、ごみ問題、あるいはリサイクル、地球温暖化についての学習調査を行い、発表会等も実施しているということでございます。

中学2年生につきましては、職場体験等で活動を行っておりまして、役場の環境課において、ごみの仕分け、あるいは下水道施設の見学、説明など体験学習を実施しているということです。職場体験学習後は、各クラスで経験したことの発表会を行うとともに、文化祭のときには、クラス代表で発表したり、あるいは自分が勉強してきた環境問題について、広用紙に職場体験の状況などを掲載して掲示するなど、全校生徒に対しても体験情報の共有や周知活動を行っているところであります。さらに、冬場には、全校生徒、ボランティア活動で、空き缶拾いやごみ拾いなどのクリーン作戦を行っているということございました。

このように小学校、中学校ともに教科書の中だけでなく、さまざまな体験を通して環境学習を行っているところでありまして、現状でも十分な環境教育はできているのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

小学校にしても中学校にしても、総合学習のカリキュラムを通しての学習は、情報で十分に承知しているところでございます。今、私がお伺いしたのは、実践活動による泥だんごづくり等の環境教育はできるものかできないものか。私はこのことについては、多分、環境課の課長の答弁かなということを期待しておりましたが、その話し合いは特別に答弁求めるわけにはまいりませんか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井環境課長。

○環境課長（坂井武司）

三苦議員の再質問にお答えしたいと思います。

泥だんごづくりによる環境教育ということでございます。先ほど子ども教育課長のほうからありましたように、小学生、中学生におきましては、学習の計画の中で、環境教育がなされているということでございます。確かに私も小学3、4年生の教科書を拝見いたしました。随分力を入れられていると思います。うちのほうからあえて子供たちに対し環境教育する考えはございません。教科書を見て感じたことは、意外と大人よりも今の子供たち、そちらのほうが環境に対して意識を深く持っているんじゃないかなという感想を持ちました。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

済みません、どうでしょうか、質問の内容を聞いて、先ほどの学習内容は十分に課長から聞いておりますよ。環境課としてはどうでしょうかね、答弁をお願いしていいですかと言ったものですから、質問に対しての的確な答弁が欲しかったんですが。

それでは教育長、例えば、学年別に親子交流会というのをなさっていますよね。そういうところで、今の校長先生に、こういうことは無理ですかと、私は朝、立哨活動をしているものですから、校長先生と毎日会っています。そんな中で校長先生にお伺いしましたら、ああ、以前、江北じゃないんですが、自分が元勤めていたところでは体験としてやったことありますねという前向きな答弁、それだけのことだったんですが、校長先生はお答えいただいたんですよ。だから、やろうと思えばやれることではないかなと思いますが、教育長としてのお考えはどうでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

三苦議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、学校における環境教育についてですが、平成18年度に開設された教育基本法。教育の目標の一つに「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」というふうにあります。それを受けて、現行の学習指導要領の中に、総則の中で「環境の保全に貢献し、未来を開く主体性のある日本人を育成するための基盤となる道徳性を養う」ということがうたっています。このことから、各教科において、環境教育に係る多くのことが

学習指導要領に書いてあります。その中の部分を幾つか課長が申したところでございますが、例えば、小学校3年生と4年生の社会科では、飲料水とか電気とかガスの確保、廃棄物の処理とか、自分たちの生活や産業とのかかわりについて学びます。また、節水・節電などの資源の有効な利用とか、それから自然環境、伝統や文化などの地域の資源を保護、活用している地域について学んだりします。理科でも生物間の食うか食われるかという関係などの生物の関係との役割について学びます。このほかにも家庭科、生活科、体育科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動と、実に多くの教科、時間でいろいろな角度、多くの視点、多くの観点から環境について学ぶようになっております。

学校教育の教材については、学習指導要領の中に実に多く挙げてありまして、学校としては、その中から担当教諭が児童・生徒、それから学校現場により即したものを選定して取り組んでいるというふうに思っております。とにかく学校教育のよりどころは学習指導要領でございまして、そこにあるところから何が一番いいのかというところを選択して、今、行われているんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

環境授業、学習については、本当にそれぞれの立場でお話ししていただきまして、十分に理解するところであります。ただ、子供たちが、じゃ、頭だけで環境の勉強をして、誰も何もしないで、川でもごみもそのままきれいになりますか。私は実践のことをお願いしているんですよ。だから、ただ学年の交流会でできないので、学校がとても時間的に無理なことであれば、私はこれは環境課に振っていただいて、夏休みとか春休み、冬休み、そういうところで町として積極的な態度を示して、親子で、そしてまた地域の人でということの、そういう事業にぜひ取り組んでいただきたいがために一般質問を出したわけなんです。普通、学校の環境の内容を聞くのには、何もこういう場所でお尋ねする必要はないと思います。だから、私たちが望む環境の地域づくりについて、どれぐらいのことを町として積極的な計画をなされるのか、それを伺いたくて、済みません、後ろにもボランティアの者がたくさん来ていただいております。そうなんです、ボランティアだけではできないんです。町長がいつもおっしゃいますように、自助・共助なくてはできません。本来ならば、私は公助とまでいきたい

んですが、公助はもう既にこのボランティア事業を何と書いていらっしやるのか、年々材料を買う補助金が減っております。このことについても、少し町としては考えていただきたいところもありますが、これから夏休み、冬休み、春休みについて、子供たちを交えての川をきれいにする運動とか環境問題についての事業に取り組むことは、これはやっぱり町長ですかね、環境課長ですかね。取り組まないというお返事であれば、答弁していただく必要ありません。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

まずもって環境を守る会の皆様方におかれては、日ごろから江北町における環境に優しいさまざまな取り組みを実践、率先をしていただいておりますこと、また町民の皆さんに対する意識啓発等にも取り組んでいただいておりますことをまずもってお礼を申し上げたいというふうに思います。

子供たちの学校での環境教育の中で、泥だんごづくりが取り組めないかという御質問だったと思います。子供たちの教育の場というのは、もちろん、学校教育のほかには、地域、それから家庭という場面がそれぞれあるわけでありまして、どうしても特に義務教育ということもありまして、さらに近年は、そもそもカリキュラムの中に環境教育が取り込まれてしまっていると言うとちょっといけませんけれども、そうしたこともあるということであると思います。そういう中で、泥だんごづくりまでなかなか時間の確保が難しいというのが、恐らく教育委員会の考えではないかなというふうに思っております、ここは地域、学校、家庭という、それぞれの場面の中で、そうした取り組みについても、子供たちが実践をする場ができればというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

ありがとうございました。地域人としては、しっかりと環境を守っていくつもりでおりますが、この計画をただの民間だけでやっても、なかなか無理な場合があります。前は環境課がよく宣伝のためとか、いろいろ写真撮りにとか来ていただいたんですが、今は全然ノー

タッチ。ということは、物好きなボランティアが勝手にやれということでしょうか、環境課長。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井環境課長。

○環境課長（坂井武司）

三苦議員の再質問にお答えしたいと思います。

補助金のお話をされましたけど、まず、町と環境をよくする会、こちらにおきましては、家庭生ごみの肥料化普及推進業務委託契約というのを締結してございます。これについて、その委託料が年々減っているということでございます。これの財源というのが、杵藤地区市町村圏組合ふるさと市町村圏基金市町村交付金というものを財源にしてございます。その交付金の目的なんですけど、こちらは圏域内の高齢者の健康づくり及び減量化を推進するためのものがございます。こちらにつきまして、平成19年度から委託をお願いしております。19年度は10万円、20年度は16万円。20年度が一番高かったようです。21年度が9万円、22年度から26年度まで15万円の委託料でございました。27年度13万円、28年度も13万円で委託をしておりました。

以前、環境課のほうから写真を撮りに来る、それに協力をしていたが、最近はなかなか協力が得られないということでございます。こちらにつきましては、インターネットを開きますと、いろいろなことが出ております。その中で、ひとつ御紹介いたしますと、科学的に効果が証明されないものを行政が進めるのは問題であるというのがございます。町といたしましては、これをいいことだということで活動していただいている方に対して、それをやめろとか、しないでくれということは申しません。ただ、町がそれを推進すること自体もいたしません。そういう事情がございます。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

事情は十分にわかりました。そしたら、いろんなことで推進もしてもらわなくて結構です。そのかわり環境課として、きちっとこの地域をよくしてください。自分たちが率先してやってください。それに対して、あなたたち協力してくださいねという、その逆の立場であれば、

私たちは何人でも何十人でもお手伝いしますので。法律がどうだからこうだから、規約がこうですよというので、それは逃げですよ。私たちのための町政じゃないですか。もっとしっかり頑張ってくださいと思います。

時間がないので、とにかく学校の貯水槽というんですかね、職員室の前にあるのなんか、課長行ったことありますか、すごい藻がしているんですよ。あれは多分大きいから貯水槽だと思うんですけど。あのことを見ただけでも、本当、子供たちが汚いと言うはずなんですよ。お互いに頑張ってきれいにしようじゃありませんか。そのことを申し添えて、次に移らせていただきます。

○西原好文議長

次、行ってください。三苦君。

○三苦紀美子議員

次、3問目です。やっぱり危険！高砂団地の駐車場という題名で出させていただきました。高砂住宅団地内で、面積的に斜面で駐車せざるを得ないという、その状態は認識しておりますが、やっぱりどう見ても危険だという心配はぬぐえません。昨年12月議会で、高砂住宅の改修、改築についての質問が吉岡議員から出され、ことし3月議会でも井上議員より団地の新築、建てかえについて質問が出されています。両議員が実際に現地を見て、建物の老朽化、風呂、トイレ、台所等の水回りの悪さ、下水道も完備されていない町営住宅の改善を訴えられましたが、答弁としては、当分の間、部分的補修での管理ということでありました。果たしてそれでいいのでしょうか。周りの町民の方の心配は、車がもし滑り落ちたらとか、通りにくいという車の事故です。その危険性を一日も早く取り除くようにとの声です。多くの声が届いております。私として、危険を解消し、安全な生活を送っていただくために、新築による移転を願っておりますが、私だけの希望ではできないと思いますが、どうでしょうか。公園用地として、昨年の1月に買収した場所にその新築移転は考えられないかを伺いたいと思います。答弁よろしく願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

それでは、三苦議員の御質問にお答えしたいと思います。

高砂住宅につきましては、昭和50年代に建てられまして、当時の車は所有者も少なく、駐

車場も余裕がありました。その後、各世帯の保有台数がふえたことで、駐車場が不足したため、住宅内の道路の片側のほうに利用駐車スペースを確保して、駐車場不足の解消を図っているのが現状であります。

高砂住宅の今後の方針につきましては、ことし3月議会でも申しておりましたが、平成29年度中に一定の方針を出したいと考えております。ですので、当面は通行に十分注意していただき、現状のままで御理解をお願いしたいと思っております。

上分の町有地の方向性についてでございますけれども、この分につきましては、土地公社から買い取る方向で考えておりますので、今後は町のほうで活用策を検討していきたいと考えております。

また、面積的に上分の町有地では2,300平米程度、上小田の住宅で8,100平米ほどありますので、佐留志の土地で町営住宅ができるかという、若干面積的にも足りないんじゃないかと考えております。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

空き家になったところへの駐車ということですが、今、既に通路のほうに駐車してありますよ。だから、あれは済みません、ちょっと時間がなくて消防法をしっかりと勉強してこなかったんですが、あれ消防法にも大丈夫ですかね。狭いところに、消防車も通らないような、大丈夫なんですかね。とにかくいろんな人の危険な声が届いているわけですね。だから、あそこは狭くてできないと。多分、あそこに建てても、また駐車場がどうかなということは、私の素人考えでも感じているところなんです、そしたら、あそこを買ったわ、草はぼうぼう、前の方たちは、かなり迷惑をされていると思うんですよ。行ってみてください、小学生の身長みたいに草伸びていますよ。あれは土地公社が買った状態では、造成までのことではなかったんですかね。あのままにほったらかしにしておいて、いろんな皆さんが、じゃ、あそこがあるからつくってもらえばいいねという、その高砂団地の方たちも夢を抱いていらっしゃるんですよ。ここで聞きますけれども、岩屋団地は新築しました。この高砂団地はそのまま修理管理でいくという、その線引きというのはどこなんです、課長。お答えください。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。谷口建設課長。

○建設課長（谷口 学）

三苦議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

上分の町有地の面積が足りないということで、また駐車場の問題もですけれども、今後の高砂の方針としまして、今年度中に一定の方針を出したいということで考えているところでございます。

上分の町有地につきまして、まだ公社の所有になっておりますので、私がここで草刈りをしますとかというのは、ちょっと言えないんですけれども、町としては、草刈りをしていないと、管理をしていかないといけないと思っております。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

そしたら、土地公社の所有だからと、あれは何も言えなくて、雑草が伸びるだけ伸ばせるような状態にほったらかしにしておくんでしょうか、町長。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

三苦議員の質問にお答えいたします。

あそこの公社で買っている用地については、草が生えているということですが、私も常々地域の方に迷惑かけないようにということで、草を払うように言っておりましたけれども、今、伸びているということでございます。早速、草は刈るようにいたします。

そしてまた、用地については、町で買い取りをして、町のほうで今後どういうふうにするかということを考えるということで、この前の公社の報告書にもありましたように、流れ的には、こういうふうな事情で買って、今の公園を、新しい公園つくるというふうなことから、公社で買った用地については不要となったものですから、町としてどういうふうにするかということは、ことし1年で買い戻しするというところでございますので、内容的には今後検討しながら、議会の方にも報告をしていきたいと思っております。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

早速に手配していただくようでありがたく思っております。本当に買ったが買いつ放しという、そういうような状態のところが続いておりますので、ぜひそれは強く言っていただきたいと思えます。

29年度中に方針をお決めになるということですので、いろいろ話し合って、町民に公平な、差別のない扱いをしていただくことを強くお願いして、次の質問に移らせていただきます。議長よろしいでしょうか。

○西原好文議長

はい、次、行ってください。三苦君。

○三苦紀美子議員

じゃ、最後の質問です。弱者の声の優先順位はどうなっているかについて質問いたします。

平成27年度、再度の質問になりますが、県設備補助事業に間に合うよう洋式トイレ改修をお願いいたしましたが、対応していただかず、再度、昨年12月議会で質問いたしました。総務課からは庁舎整備とあわせて検討するからということ、していない。福祉課からは、利用頻度を考え、見送った。こども教育課からはB&Gは施設改修補助事業があるが、最終的結論が出ず、申請していないとの、何もしていない答弁をいただきました。このことに対して町民の方からは、多くの批判の声があったことは、この担当課はしっかりと肝に銘じていただきたいと思えます。ただ、そのとき町長の答弁で、本気でやるかどうかで予算も確保できる、気持ちとアイデアで解決したいという答弁をいただきました。本当に救われる思いがしたものです。町民の皆さんもその町長の言葉に安堵されたようでございます。担当者の方たちは御自分が健常だから、何にも自分に弱いところがないから弱者の皆さんの声は届かないのでしょうか、それとも受けとめようとしなないのでしょうか。その後、半年近くなります。お互いの課で話し合われた洋式化の優先順位はどのようになっているか、その計画をお知らせいただきたいと思えます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

三苦議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

さきの議会で私のほうから優先順位をつけて、1年に1カ所は整備をしていきたいということで申し上げました。その答弁の後に、実は今年度の当初予算の策定に当たりまして、私どもとしては、まず庁舎を第一番目に優先をしたいということで予算要求の準備をいたしておりまして、実は業者にも来ていただいて、トイレの現場のほうも見ていただいたんですけど、もともとが非常に狭くて、洋式便器をつけるということはできても、本当にそれが町民の皆さんの利用に耐え得るような広さなのかというようなことがありまして、実は当初予算の要求には間に合っておりません。

そういう中で、恐らくこの庁舎の洋式化を進めるということであると、かなり大がかりになるだろうということがありましたものですから、今年度中にそこは方針を転換いたしまして、庁舎については、従来、答弁をいたしておりましたように、整備全般の中で考えさせていただくとして、優先順位を入れかえて、2番目に予定をいたしておりましたB&G体育館のトイレを先に改修させていただきたいというふうに思っております。実はB&Gの施設そのものについても、今年度中に今後のあり方については、きょうの池田議員の御質問にもありましたとおりに、町全体の公共施設のあり方については検討をするというふうにしておりますけれども、大体、B&Gの女子トイレの洋式化を行うと百数十万円ほどかかります。今年度にB&Gのあり方を検討して、方針を決めたとしても、実際それが計画をして設計をして着工してできるとなれば、恐らく数年先の話になるわけですね。そういうことであれば、ここで百数十万円改修を行っても、少なくとも数年間はそれで町民の皆さんに早目に御利用いただけるわけですから、最終的には庁舎の前にB&Gの女子便所の洋式化を今年度中に計画をいたしたいと思っております。

今のところ、予算には上げておりませんので、設計等を行いまして、補正予算でもまた御相談をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

今、町長からの大変ありがたい答弁をいただきました。B&Gは我が江北町だけの利用じゃなく、いろんなサークルで他町からも来ていらっしゃいます、利用をさせていただいております。その中で、いつになったら洋式化になるとか、女性だから一番しっかりしてくれ

るかなと思っていたら、何も役に立ったらんとねとよその町の人から言われました。先ほどから何回も言っていますように、私一人の力ではどうにもできないことなんですが、本当に弱者の人の気持ちを思うと、かがめない、そんな中で自然現象があったときにどうするかと、何回も何回も同じことを私も言いたくないんですが、ありがたいと思うのは、うちで何かやりたくても、その洋式がないだけに杵島郡の中で全ての事業をやるときは、もちろん使用料を払うのは我が江北町だけです。白石も大町も婦人会、それから日赤奉仕団関係、いろんなところの会議等、それから研修等には一切お金が要りません。そんな中で、つい江北の者は白石、大町にはせ参じなくてはいけないんですが、皆さん、ボランティア精神を持っていらっしゃる方たちばかりですので、他町で研修会があることも、何事も嫌事も言わずに頑張っていてやっていただいていること、大変ありがたく思っております。そんな中で、どの町もやっぱり弱者に優しい施設をやってあるんですね。そんな中で、本当に苦しい思いをしてまいりました。やっとな町の町長のお言葉で、私の役目が果たせたかなと、本当に涙が出るくらい感激をいたしているところでございます。

この間、まが玉づくりを吉野ヶ里でやりました。先生がおっしゃいました。私たちは教師として上の目線で見ているけれども、地域の皆さん方は子供と同じ目線で見えていて、きょう一日、本当に自分たちも勉強になりましたという吉野ヶ里の先生の温かいお言葉をいただいたぐらい、私たちは本当に何かの役に立ちたい、自分たちにできることだったらこれからはもう一生懸命やっていきたいということで頑張っているわけですので、本当に困っている人の声はある程度行政のほうでもしっかりと相談なさり、計画を立てていただければと思っております。とりあえず、まずB&Gの弱者の声を聞き届けていただきましたことに心よりお礼を申し上げまして、本日の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○西原好文議長

6番三苦君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開15時40分。

午後3時30分 休憩

午後3時40分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

8番土淵茂勝君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○土淵茂勝議員

こんにちは。きょう最後の質問をしたいと思います。

最初に、行政のあり方を問うということで、幾つかの問題を提起しながら質問をしたいと思います。

この間、行政を進める側からの体制づくりに山田町長は心を砕いてこられていると感じております。同時に、行政サービスを受ける側の町民の気持ちに沿った改善が求められている幾つかの課題があると思っております。その観点から質問をして、改善点を提起したいと思います。

まず最初に、つい先日、知人の固定資産税が滞納になっており、延滞金として督促料も含めた請求書が本人の住所に届きました。しかし、本人は事故で2年前にはその住所には住んでいないで施設に入所しているため、本人の手に届いておりません。

わずかな年金収入から、督促料まで含めた請求は納得できないものです。そこで、気づいたことですがけれども、税金などの滞納があった場合に、その本人に異変があっているということに行政が思いをはせて、直接訪問して状況を把握し、生活相談に乗る必要があります。国保税などは負担額も重く、滞納した場合は財産の差し押さえまでして取り立てるということも今行われております。そうしたことにならないよう行政の対応で、町民が安心して住めるまちにするよう求めたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。相島町民課長。

○町民課長（相島千代治）

土淵議員の御質問にお答えいたします。

議員の知人の方については、本人が事故で2年前から施設に入所されていたということで納付書等が手元に届いていないということですが、町としては区長さんを通じて納付書等を配付しておりました。

滞納者につきましては、年に数回、催告書の送付及び臨戸訪問し徴収を行っておりますが、留守の方については、伝言書等をポストに入れているのが現状です。本人、家族からの連絡等がない限り、施設に入所されているかどうかの確認等については、なかなか町としては把握が難しいのが現状です。

今後は、長期にわたって連絡のない滞納者については、福祉課等関係機関と連携を図り、調査、相談に応じるよう対応していきたいと考えております。

また、ひとり世帯において本人が入院等で納付書の受領ができず納付に行けない等のケースを避けるためにも、できる限り口座振替での納付を推進していきたいと考えております。

以上です。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

この問題は詳しく話せば長くなりますので、一応この問題では町民課長にもお話をして是正をしてもらうということではしておりますけれども、ここで大事なことは、滞納した場合にそこに異変が起きているということを感じ取る必要があるんじゃないかということで、この問題をきょう取り上げたわけです。そういうことで、今後そのあたりを頭に置いて対応してほしいということで、次の問題に移りたいと思います。

2番目は、生活保護に関する問題です。

生活保護受給者への対応は、人権を損なわない、配慮を持って対応するよう求めます。生活保護については、申請は町が受け付けるようになっておりますが、運営は県の西部福祉事務所の所管となっております。

数年前のことですけれども、町内の受給者の方から、病気で仕事ができないのに仕事につくよう厳しい指導がたびたび行われて耐えられないという相談を受けました。西部福祉事務所の呼び出しに、本人の了解も受けて話し合いに立ち会いましたが、1人の受給者に対して3人の職員の方がそれぞれの立場から説明されるのを聞きながら、普通の人ならとても自分の気持ちを率直に話すことができない、そういう状況になるということを感じました。

一応話が終わって私の意見を述べて、その後、町の社協などの協力もあって、そこでのボランティア的な仕事で受給を継続することができました。

ことしの5月だったと思いますけれども、テレビの番組で保護なめんなジャンパー事件、これは神奈川県の小田原市の生活保護担当部署の生活支援課で起こった問題がテレビで放映をされました。このテレビの番組で生活保護行政の問題が取り上げられていましたけれども、多くの自治体でこの部署での職員の仕事は大変苦勞をしているということでもありましたが、ある自治体の取り組みで、誇りを持ってやりがいある仕事として進めていることが紹介され

ております。これは手順ということでもあるんですけど、第1に、まずその受給者を地域社会から孤立をさせない、次に2番目がボランティアに参加してもらおうと、3つ目が受給者の状況に応じた仕事のあっせんと、こういう手順で進めているということで、私もいろんな相談を受けて、やはりこういった手順で行政が受給者に寄り添った対応ができれば、町の福祉政策も充実するんじゃないかというふうに思っております。ぜひ、先ほども言いました、直接は西部福祉事務所の所管なんですけれども、当然町の福祉課が担当もしますので、町としても、そういうことを頭に置いて対応をして進めてほしいというふうに思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

それでは、土淵議員の御質問の生活保護受給者への対応についてということで答弁をしたいと思います。

先ほど土淵議員のほうから話があったように、生活保護業務については、町の場合は相談受付窓口ということであり、県の杵藤保健福祉事務所のほうが実質的な実施機関ということとなっております。県のほうでは、江北町担当のケースワーカーが1人ちゃんといいます。そのケースワーカーが保護の受給者の方については、最低月1回程度の訪問を行って、その受給者の方についての生活の状況とか、健康状態の把握とか、そういったことで訪問をされております。

それで、あと64歳以下の方で保護を受けておられる方については、福祉事務所のほうでは18歳から64歳までの方については稼働年齢にあるということで、就業のあっせん等を、それから指導、それから相談業務など、18歳から64歳までの方についても病気とかの場合はそういったことはないんですけど、指導とかもされているようであります。

そこで、土淵議員が言われた生活保護者への町の対応については、先ほど議員がどこかの自治体のことについて、誇りを持って仕事をやっているということで言われておりましたけど、私のほうもテレビは見ていないのでちょっとわかりませんが、現在保護を担当しているのは福祉課の職員でありますけど、その自治体と同じように、仕事には誇りを持って受給者に配慮を持った対応をしておりますので、今後もそういった対応で臨んでいきたいというふうに思っております。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

私のほうからも少し補足をさせていただきたいと思います。

先ほど土淵議員が御紹介をされましたテレビ番組、私は実は見ておりました。それこそ一
ところよく報道されておりました、保護なめんなジャンパーですか、これは当初どちらかと
いうと生活保護担当者が受給者の皆さんに対する差別的に、何というんでしょうか、そうい
う意識に基づいて書かれたものだという報道がされておりましたけれども、先ほど御紹介を
されたテレビ番組では少し違った切り口で紹介をされていたんじゃないかなと思います。

というのが、私ども、先ほどからあっておりますように町そのものには福祉事務所がない
もんですからケースワーカーそのものはおりませんけれども、市の中でいくと、ともすると
ケースワーカーの仕事が非常に激務で困難なケースをよく扱うもんですから、同じ市役所の
仕事の中でも、どうしても敬遠されがちな仕事であると、ケースワーカーがですね。そうい
う中で、実際ケースワーカーの仕事に従事する職員の皆さんも、役所の中で何となく差別と
は言いませんけれども、少しそういう、みんなが敬遠される仕事を自分たちが担当している
というような被害者意識みたいなものを持っていて、そういう意味で、そうじゃなくて自分
たちは大事な仕事をしているんだという意味を込めてそういうジャンパーをつくったとい
うふうなお話だったと思います。

その上で、同じそういうケースワーカーに従事している職員さんでも、自治体が、市が違
うと非常に誇りを持って、まさに人気職種だというふうな市役所があるということで紹介を
されておりました。やはりここが非常に大事だと思っていまして、先ほど福祉課長も申し上
げましたように、仕事に貴賤はないというふうには私は思っておりますし、役所の中でも、特
に優劣はないというふうには思っております。そういう意味では、やはりチーム江北とい
うことを私も言っておりますが、全ての職員がそれぞれのやはり持ち場でしっかり仕事に誇り
を持ってやってくれるということが大事だというふうには思っておりますし、特にこうしてやは
り町民の皆さんと直接接する職場こそが最前線だというふうには思っております。ぜひ福祉課
に限らず、役場職員全員が自分の仕事に誇りを持って業務に当たってくれることを期待して、
補足をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

町長はテレビを見られたということでしたから、私が一生懸命、番組表を探したんですけど、ちょっとここで記入できないような、記録に残せなかったんですけど、ここで私が町の福祉課に提案しているのは、私が実際、福祉事務所がどういうことをしていたのかということ気づいた問題で、やはりこれは人権を十分尊重していないというのを気づいたんですよ。先ほど町長もちょっと見られたからわかると思いますけど、ここで3つの点を私紹介してきますよね。いわゆる受給者に沿った対応という形で、具体的に誇りを持っているところの教訓としてね、地域社会からはじき飛ばさないとか、地域の中にちゃんと認めてやるということで、地域から孤立させない。それから、いろんなボランティアにね、仕事だけでなくボランティアにも参加してもらおうとか、そして、最終的には、いわゆる仕事をできる状況にある人には、それに応じた仕事を紹介すると、そのことが本人にとってもいいわけですよ。私が今、実際相談を受けてしたのは先ほど言いました。社協がボランティア的な仕事で対応してもらったということで、実際これは福祉課には直接は、課長にはそういう話は伝わっていないかもわからんけど、そういう形で対応したと。聞きたいというより今後の対応としては、その3点をひとつ心がけて福祉課としても担当者としても対応してほしいと、この点についてはどうですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中福祉課長。

○福祉課長（山中晴巳）

それでは、土淵議員の再質問ですけど、質問の中に土淵議員が立ち会いをされたという方の件なんですけど、その件は私のほうにも福祉事務所のほうから連絡があっておりました。個人的なことなので、ちょっとあんまり詳しくは言えないんですけど、稼働年齢にあって、その時点では診断書が出ていなかったというふうなことで、診断書を出して稼働ができないということであれば多分よかったかなというふうに思いますけど、その後、その聴聞があった後にちゃんと診断書が出たということで、1日8時間の労働とかにはできないというふうなことで、こういったボランティア活動をしていただくというふうなことになったということ聞いております。

それからもう一つ、福祉事務所のほうも、先ほども言いましたけど、月1回はその受給者

の方のところも訪問をして、地域から孤立をしないで済むようにとかいろいろしております。それと稼働年齢にある方については、ハローワーク等についても一緒に行ったりして、そこでまた福祉事務所のほうから相談等があれば一緒に、例えば、受給者の方から町のほうに相談があった場合は福祉事務所のケースワーカーのほうにも、うちのほうから進言をしてということをやっておりますので、こういったことを今からもやっていきたいというふうに思います。（「その3点を私質問したんですけど、どうですか。3つの点で」と呼ぶ者あり）地域社会から孤立させない、はい。これは福祉事務所と一緒にやっております。

それから、口のボランティアに参加してもらおうというのが、これは私のほうもちょっと意味が理解できないところもあったんですけど、一応こういった、先ほども言いましたけど、就労ができない方については、そういったボランティアのほうも参加をしていただくように福祉事務所のほうもあっせんをしましたし、うちのほうも、そしたらそのほうがいいですよということと言ったところであります。ハの受給者の状況に応じた仕事のあっせんということは、これは福祉事務所のケースワーカーは、その方に合った仕事を一緒にハローワークとかに行って、これは実際にハローワークのほうに同席をしているということで福祉事務所のほうにも確認をとっておりますので、そういったことはやっているかというふうに思っております。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

やっているという状況ではないというのが私の認識なんですよね、こういうのに携わってみて。だから、こういう進んだところの取り組みを十分参考にして強めてほしいと。先ほど言いましたように、杵藤保健福祉事務所が直接担当していますから、しかし、町の福祉課は受給者についての一人一人にはよくわかっていると私は思うんですよね、わかりやすいですね。だから、その3点でしているというふうに言い切れない状況が私はあったからこの問題提起しました。だから、これはぜひ生かしてほしいということで、次の問題に移りたいと思います。

3点目ですけれども、これは独立した問題としても質問できたわけですから、就学援助金の問題で質問をします。

就学援助金を入学、進学の前1月から3月に支給する自治体が住民の要望でふえてきており

ます。この問題は、3月議会の議案審議の中でも改善を求めました。

就学援助制度は、義務教育は無償とうたう憲法26条に基づいた制度です。小・中学生がいる経済的に困難な家庭に、制服代や給食費が支給されます。そのうち、入学準備金としてこれまで小学校20,470円、中学校23,550円となっていると思いますが、本年度、2017年度からそれぞれ2倍近い金額に小学校が40,600円、中学校が47,400円に引き上げられたと聞いております。支給金額の引き上げと支給の月を入学、就学前に前倒しするようすべきだと思いますが、実施を求めたいと思います。また、今年度の対象者は小学校、中学校それぞれ何人になっているかお聞きします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

土淵議員の質問にお答えいたします。

3点質問をいただきましたけれども、まず最初に、就学援助金の制度について少し御説明をさせていただきたいというふう思います。

就学援助金の制度というのは、うちでいうと江北町内に住所があり、町内の小・中学校に在籍している児童・生徒がいる世帯で、経済的に困窮している保護者に対して学用品費とか修学旅行費等の就学上必要な経費の一部を援助するという制度で、学校教育法第19条に「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」というふうに規定されていまして、この法律に基づいて就学援助金の支給をしているところでございます。

最初に、支給金額の引き上げについて御質問がありました。

平成29年度に国が示す新入学学用品の単価が変更となったため、議員が言われるとおり、小学校1年生で40,600円、中学校1年生で47,400円にほぼ倍増しています。本町も今年度からは変更された単価で算定し、支給することにしたいというふうに思っております。

それから、2番目の支給月数の前倒しについてでございます。

新入学の学用品もその対象になっていますが、新入学の学用品につきましても、もちろん入学前に必要であるということでございます。これまでは前年度の所得を審査基準としておりましたので、どうしても入学前に間に合わなかったというところがあります。来年度はその基準を変更しまして、前々年度の所得、新入学学用品については、前々年度の収入を審査

基準として入学前に支給できるようにしたいというふうに思っています。事務上の手続が少し煩雑にはなりますが、入学前にどうしても買わないといけない、そのときにどうしてもお金が必要である、だけとお金がないという家庭に対して間に合うように、支給ができるように対応したいというふうに思っています。

それから3問目ですが、今年度の対象者は何人ですかということですが、先ほども申しましたように、所得が6月中旬にならないと確定しないので、まだ今年度の対象者については把握ができておりません。参考に去年の対象者でいいますと1年生で2人、中学1年生で4人の合計6人に新入学学用品費を昨年度支給したという実績はあります。

以上です。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

今年度については、その資料に、6月中旬ということでしたので、ぜひこれがわかっただけ資料として議会のほうに提出をお願いしたいと思います。

また、来年度から就学のための費用は前倒しと、ぜひ実施をお願いしたいと思います。

(「新入学の分です」と呼ぶ者あり) はい、わかりました。新入学の分ですね。

じゃ、次の問題に進めたいと思います。

リスペクトという言葉をよく聞きます。私は知りませんでしたので、ただ、そういう言葉が使われているということがわかっておりましたので、調べますと、尊敬するという敬意をあらわす言葉として使われているようです。

さらに深い意味、本質的な意味ということでしょうね、相手の発言や相手そのものを受け入れる、相手のことや相手の発言を否定しない、相手を認めるなどとなっております。

行政サービスを進める上で、リスペクトを働かせてほしいと希望いたします。町役場に来ることが町民にとっては敷居が高いと思われることが多いようです。他の市町でも取り組んでおりますけれども、案内受付なども設けて、各課の連携が日常うまくいくように工夫を求めたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中総務課長。

○総務課長（田中盛方）

土渕議員の御質問にお答えをしたいと思います。

行政サービスを進める上でリスペクトを働かせてというふうなことと、あと役場に入りづらいというふうなこと、いろいろな工夫をお願いするというふうなことであったと思います。

役場に入りづらいというふうなことは聞いてもおりました。現在、BGMを流すなどして和やかな雰囲気づくりに努めているところでございます。

住民に対する対応といたしまして、来庁者が別の課の用件について尋ねられた場合には、対応した職員が関係する課の窓口まで案内したり、ケースによっては担当者が出向いて説明していることも行っていることから、いわゆるリスペクト、敬意を持って来庁者の方には接している職員もいるのではないかと考えております。

今後とも、来庁者の方で困っておられるような方につきましては、職員のほうから声かけなどを行うようにして親切丁寧な対応を行っていきたくと思います。

現在、町民課を総合窓口と位置づけまして来庁者に対する対応を行っておりますが、先ほど町長の答弁の中にもありましたように案内係を設けることにしておりますので、こういうことでサービスの向上を図っていきたくと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

私からも補足をさせていただきたいと思っております。

土渕議員からは町民の皆様に対してはリスペクトを持ってということだと思っておりますし、必須のことだと思っております。当然、町民の皆さんお一人お一人の人権を尊重して対応すべきというふうに思っておりますし、本日のやりとりの中でありましたように、まずそれが挨拶から多分スタートするのではなかろうかというふうに思っております。そういう意味でも、きちんと町民の皆さんを受け入れるという体制の最初が私は挨拶だというふうに思っておりますので、挨拶の励行についてはきちんとやっていきたいというふうに思っております。

それと、さっきの質問にもお答えをいたしておりましたが、そうした来庁される町民の皆さんに対する接遇向上という観点と職員の意識啓発ということも兼ねまして、7月1日からになりますけれども、毎日9時から12時までの間というふうに思っておりますが、職員が毎日当番で案内係と腕章でもつけて、案内係を配置したいなというふうに思っております。

す。

近隣の町でいきますと、実は白石町が入った左手だと思いますけれども、職員が配置をされております。白石町役場の場合は新庁舎になりまして、なかなか広くなりましたものですから、各課の場所がわからないということがあって、住民課のほうによくお尋ねをされていたそうです。そういうことがありまして、当初は管理職で対応をして、現在は各課で配置する月を決めて全職員で対応をしているというふうに聞いております。大分、町民の皆さんもどこの階にどの課があるかというのが浸透をしてきているということで、問い合わせの件数は減ってはきているということではありますが、現在も白石のほうではなされているというふうに聞いております。

実は当初、江北町役場の場合は入って右手のほうが町民課、真つすぐ入ったら教育委員会ということで、入り口がちょっと2つあるもんだから、ここをどうにかできんかなというふうに思っておりました。例えば、少し下屋を延ばしてホールみたいなものをつくれば入り口が1カ所になるわけで、先ほどきょう答弁の中でも庁舎のあり方の検討をしたいというふうに申し上げておりましたが、そうしたことも検討をしていく必要があるかなというふうに思っておりましたし、その際にあわせて総合案内もというふうにも思っておりましたが、そうなりますと大分先の話になるもんだから、こうしたことは始められることから始めるということからも、先ほど申し上げましたように、7月から町民課のほうにというふうに思っております。といいますのが、大体町民の皆さん窓口が右のほうから入ればあるというぐらいは御存じだと思いますので、町民課を入ったところに配置したいなというふうに思っておるところであります。

これも、例えば、佐賀市役所なんか職員を配置されておりますし、ある役場では再任用の職員を配置しているようなところもあるそうであります。多分、銀行なんかもどちらかというとOBというかOGの方なんじゃないかなと、年配の方がいらっしゃったりしておりますので、我々もそういうことも考えておりましたが、やはり現役の職員の待遇向上、意識改革ということも兼ねて行いたいというふうに思っておりますもんですから、現職の職員で対応いたしたいと思いますし、先ほど答弁申し上げましたように、やはり上司がしなければ部下はしないと思います。ということもありまして、課長からまずは配置をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

よろしく申し上げます。この件は以前にも太良町でずっとやっていたし、それから、例えば、県立病院の好生館なんかもそういう方がおられるし、武雄の新しくできた佐賀銀行の支店、ここでもやられております。やっぱり感じが違うと思います。そういうことで、江北町の役場に来てよかったというふうになるように期待をしたいと思います。

最後の質問です。最後の質問は、玄海原発再稼働についての町長の認識を問うということで質問いたします。

4月24日、九州電力玄海原発3、4号機の再稼働について、山口祥義佐賀県知事は同意すると表明をされました。「心の底から悩み抜き、熟慮に熟慮を重ねた。総合的に理解を得た」と記者会見で表明をされましたが、最後の理解を得たということについては、ちょっと私は異論があります。県民、それから国民は理解をしていないんじゃないかというふうに思います。

現時点のことを言うならば、原発は稼働しなくても電力は十分に足りている。再稼働すれば数年で使用済み核燃料が満杯になり行き先を失う。深刻な事態をつくり出すことは明白ではないかと思います。地球温暖化に本気で取り組む意思があるならば、原発ゼロの選択が大きな動機になるのではないかと私は思っております。

町長は、県内の全市町の長の意見を聞く場で、再稼働を判断する際には、具体的な理由や経過を知事自身の言葉で話してほしいと言われました。それが新聞記事でそういうふうに報道されております。山口知事は自分の言葉で話をされました。私は町長にもみずからの考えで、この決断についてどのように考えておられるか、明確にしてほしいと思います。

また、地球温暖化対策として、太陽光発電など再生可能エネルギー開発に町として取り組む考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

お答えいたします。

今回、土渕議員からいただいた御質問が、特に1問目は行政サービスの向上であるとか、

住民の皆さんへの対応というふうなことでありまして、大変共感するところも多かったわけですが、今回、また玄海原発の再稼働について御質問をいただきましたので、ここはここで私なりの考えといたしましょうか、認識を御説明させていただきたいと思えます。

この議会でも答弁申し上げましたし、先ほど御紹介いただきましたとおり、知事を初め県内の首長が一堂に会しますGM21の中で、各首長の考え方を聞きたいということでありましたので、先ほど御紹介いただいたように、町民の皆さんの中には賛否両論あると、これは私としてはやはり県民的な、県としての課題であるというふうに思っておるので、その判断を知事がなされる際には知事のお言葉で県民の皆さんに語りかけていただきたいということをお願いしたわけでありまして。この私の発言が報道をされていたというのは私も存じ上げておりませんでしたけれども、先ほど御紹介いただいたとおりの発言を私としてはいたしました。だからということではありませんけれども、山口知事も去る4月24日だったと思いますが、熟慮を重ね、非常に重い判断をしたと。原子力発電に頼らない社会を目指すという強い思いを持ちつつ、現状においてやむを得ないとの判断をしたということで、同意を表明されたというふうにお聞きをしておりますし、申し上げましたとおり、これは知事としての非常に重い判断であるというふうに思っておりますし、知事の判断を私も尊重いたしたいというふうに思えます。

それともう一つ、報道機関からもアンケートがあるわけですが、これも非常に答え方が難しいというんですかね、当然原発に頼らないことができるのであれば、それは試行されるべきというふうに思っておりますが、その時間軸をどのくらいとるかによって、その現状維持とか、将来廃止とか、そこの答えが実は首長の皆さんとお話ししていても考え方は同じなんですけれども、捉え方で回答の仕方が大分まちまちだなというふうに思っておりますが、そういう中で、今回、知事として先ほど発言を御紹介しましたけれども、私どもも全く同じ意見だというふうに思っております。

その中で、こういうことまで申し上げてどうかというふうに思うんですが、先日だったですかね、ことしの夏の電力各社が節電は求めないとか何とか、ちょっとはつきり覚えておりませんが、要は大分、国民の皆さんの中での節電意識が浸透してきたし、技術も一定浸透してきたので、従来のような極度のという、ちょっと済みません、はつきり何という言い方をされたかわかりませんが、一定電力が確保されるような報道がなされておりました。こうしたことも、私としてはきちんとアンテナを高くして情報といたしまし

か、報道というのは受けとめていく必要があるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

土淵君。

○土淵茂勝議員

知事の判断を尊重したいということですがけれども、先ほどの電力会社が節電を求めないと、というのはこの問題はむしろ、今、私は電力が足りているというふうに言っておりますけれども、その最大の要因は再生可能エネルギーがそこまで到達したという段階ではないんですよ、節電というのが大きな要素になっているんですね。だから、私はやはり節電というのは、これからの原発をなくす上でも必要な課題じゃないかということが現実じゃないかなと思っております。

もう一つ、再質問でちょっとお聞きしたいんですけども、同時に山口知事は新たな原発の建設は認めないということをはっきりと表明をされました。新たな原発の建設を認めないということは、今、例えば玄海にある原発は、あとそう長くはもたないと思うんですよ。だから、それを山口知事ははっきりと否定をされております。そのことは新聞でも大分問題になっているみたいですがけれども、この認識は町長も同じでしょうか。

それともう一つ、私は再生可能エネルギーのまちづくりということで前回は質問しました。そういうところに、まちづくりの一つとして取り組む必要があるんじゃないかと。政府も再生可能エネルギーの目標値にはなかなか今届いていないと。もちろん届いていないわけですが、なかなか進んでいないというのが現実です。20%を超える目標を持っておりますから今10%台だろうと思うんですけども、しかし、なかなか進まない。2件ですね、山口知事の原発の建設は認めないということと、再生可能エネルギー開発に町として取り組むという考えはあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

まず、1点目の御質問であります。ここは自分も知事の発言の真意といたしまししょうか、これから少し自分なりに精査をさせていただきたいなと思っております。あくまでも今回、玄海原子力発電所の再稼働に伴う同意については、先ほど御紹介しました発言について尊重

をしたいというふうに申し上げたところであります。

それともう一つ、再生可能エネルギーの活用ということは、小さな町でありますので、できることは限られていると思いますが、再生可能エネルギーの利用にとどまらず、先ほど来から環境教育のお話もありました。やはり地球に優しい江北町でありたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

これで質問を終わります。

○西原好文議長

8番土渕君の一般質問をこれで終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御起立ください。お疲れさまでした。

午後 4 時24分 散会